

平成21年12月第21回亶理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成21年12月12日第21回亶理町議会定例会は、亶理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企画財政課長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保健福祉課長	佐 藤 浄
町民生活課長	安 喰 和 子	産業観光課長	東 常太郎
わたり温泉鳥の海所長	作 間 行 雄	都市建設課長	古 積 敏 男
上下水道課長	清 野 博 文	会計管理者兼会計課長	齋 藤 良 一
農業委員会事務局長	東 常太郎	教育長	岩 城 敏 男
学務課長	遠 藤 敏 男	生涯学習課長	佐々木利久
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前 8時58分 開会

議長（岩佐信一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

なお、15番 安田重行議員から早退の届け出があります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岩佐信一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番 平間竹夫議員、11番 佐藤アヤ議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（岩佐信一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付したとおりであります。順次発言を許します。

17番。高野 進議員、登壇。

〔17番 高野 進 君 登壇〕

17番（高野 進君） 17番 高野 進でございます。

私は、教育長の教育に対する理念等々についてと、企業、エム・セテック株式会社誘致についての二つについて質問をいたします。

まず一つ目、教育長に教育に対する理念等をお伺いいたします。

教育長がことし10月にかわりました。新しく就任されました岩城教育長には、重責を担い、大変ご苦労さまと申し上げます。教育長はたしか昨年3月に亙理小学校の校長を退任されました。教育現場の実感はまだ生々しく、体感記憶に残っ

ていることと存じます。

前置きは簡単にしまして、次の3点を伺います。

1点目、教育に対する理念をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、高野議員さんにお答え申し上げます。

少子高齢化や核家族化が進行する中、昨年来の未曾有の経済不況に伴う雇用情勢の悪化など、青少年を取り巻く状況は一層憂慮される状況にあることは周知のとおりであります。いじめ問題、不登校や引きこもり、中途退学やニート、児童虐待などの問題も依然として深刻であります。

また、新政権に変わり、全国学力状況調査の悉皆方式から抽出方式へ、教員免許更新制の廃止、さらに大学の教員養成課程を4年制から6年制移行など、次から次へと見直しや方向転換が図られております。

このような状況下において、学校教育を含めた教育環境は一段と厳しさを増しております。しかし、教育は国家百年の計と言われますように、不易と流行を重視しながら、21世紀をしなやかに、しかも力強く生き抜く児童生徒の育成が肝要であると考えております。

私は、教育長就任に当たって次のような教育理念を持って教育行政に当たってまいります。

基本理念は、ぬくもりと潤いのある教育行政の推進であります。

昨今、全国的に見ると、女子大学生が連続して殺されるという残忍な事案が発生しています。また、最近では、沖縄県内で発生した中学生集団暴行による殺人事件など、青少年が引き起こす事件や問題行動が横行していることも事実であります。

このように、暗いニュースが毎日のようにちまたに満ちあふれており、殺伐とした社会現象が見られることは非常に残念なことであります。そこで、愛のある優しさと思いやりがあり、明るい元気な社会の実現を目指すことが喫緊の課題であります。

学校教育においては感動と感化に満ちた学校教育の創造を目指します。感動とは虚心と奉仕にあふれる教育活動そのものであり、感化とは信頼と尊敬に根づかれ

た豊かな人間関係の構築であります。

社会教育においては、住民の思いや願いを大事にする社会教育の推進を図ること
であります。まちづくりは人づくり、人づくりは教育にありの基本方針に基づ
き、学校教育と社会教育の連携を密にし、教育内容と活動のさらなる充実を図り
ながら、町の活性化に寄与したいと考えております。

「為せば成る 為さねば成らぬ何事も 成らぬは人の為さぬなりけり」という上
杉鷹山の故事を胸に秘めながら、本町の教育行政に鋭意努力する覚悟でございま
すので、町議会の議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げ、私の所信と
いたします。

議 長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 発言いたします。

広報わたり11月号でございます。教育委員会は、地方公共団体の長から独立した行
政委員会として設置され、独立しているということでございます。当然とはお思
いでしょうけれども、所信には教育基本法が触れられておりません。

そこで、おこがましくも確認をさせていただきます。

教育の果実はいずれ成人、立法に、そして行政に反映されます。教育基本法制定
のいきさつを簡単に申し述べます。戦前、戦中の戦争のための教育、教育による
戦争肯定、軍国主義的教育であります。その歴史は明らかであり、この反省に
立って教育基本法が制定され、そして、教育委員会は地方公共団体の長から独立
しているということで設置されました。

失礼を省みず確認をさせていただきます。答弁願います。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、お答え申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条第1項に、教育委員会の設置義
務がうたわれております。すなわち、地方公共団体が教育事務を処理する限り、必
ず教育委員会を置くものとされているのは、独立した教育行政機関である教育委員
会を設置することによって教育の政治的中立性と教育行政の安定を確保するという
基本原則を実現しようとするためでありまして、議員さんのご指摘のとおりでござ
います。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 簡単に教育基本法の目的、くだりだけちょっと申し述べます。

教育の目的。教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。一般の法律にはない、異例の前文を持っております。いわゆる教育憲章の意味を持つということを申し述べて、2点目に入ります。

現時点で、学校教育において何が必要とされるか。ハード面とソフト面、おのおの3点ほど。

広報わたり11月号には、岩城教育長は「問題が山積しているので、ご協力をいただきながら教育行政を推進していきたい」と述べております。ご答弁をねがいます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、第2点目の御質問にお答え申し上げます。

まず、ハード面におきましては、高野議員さんもお承知のとおり、ここ数年間ですべての学校の耐震調査と補強工事、また逢隈小学校の増築工事、さらには長瀬小学校、亘理小学校、荒浜小学校の体育館の建てかえ工事等を実施してまいりましたが、まだ一部の雨漏り改修や腐食によるトイレブース、暖房機器の改修工事、放送設備の改修、さらにはプールの水漏れ、機器等の改修工事が必要であると考えております。また、今後の放送教育等の観点から、各階ごとに地上デジタル対応テレビ等の整備も必要と考えております。

次に、ソフト面におきましては、第1番目に知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成するために、教職員の指導力が上げられます。そのためには、教科指導力の向上に向けた取り組み及び体力の向上を目指す指導法の改善や各種研修会及び講習会等への積極的な参加、さらには校内研修等の充実、そういうものをなお一層推進してまいりたいと考えております。

第2番目には、児童生徒の基本的生活習慣の育成が挙げられます。学習習慣の形成につきましては、家庭教育に対する啓発活動をなお一層推進してまいります。

「早寝、早起き、朝ご飯」の推奨もその一つと考えております。

第3番目には、やはり地域との連携強化が挙げられます。特に、地域の有為な人

材の活用とキャリア教育や職業体験等を積極的に推進してまいりたいと考えております。

それから、広報で山積しているというふうなことを就任のときお話ししましたが、それについてお答え申し上げます。教育問題、特に学校教育のソフト面での課題山積についてお答え申し上げます。

子供に関しては、児童生徒の体力、児童生徒の学力及び体力の向上、それから規範意識の涵養、学習習慣を含めた基本的な生活習慣の確立、不登校・いじめを含めた暴力行為等解消に向けた生徒指導の充実。

教師に関しては、教科指導力の向上を含めた資質の向上、平成23年度から実施されます新学習指導要領の実施に伴うその準備の取り組み、特に小学校の外国語、通称英語なんですけれども、英語活動に対する対応などであります。

保護者に関しては、しつけや生活習慣など子供の養育や教育に対する関心・意欲の高揚を含めた家庭の教育力の復活であります。

さらに、新政権による教育政策の見直しや方向の転換に対する対応等、さまざまな問題が山積している。そういう意味での就任のときのあいさつでございました。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 所信の中でまちづくりは人づくりという発言がございました。金のかかることも多いと思いますけれども、町長もふだん言っております、まちづくりは人づくり、ぜひ教育面において予算を適切に配慮されますよう申し述べます。

それと、ソフト面でございますけれども、ちょっとお伺いします。

学校教師に理不尽なことを言う親というのはいますか。モンスターペアレンツという形でございます。学級参観に休んで来たんだからパート代が欲しいとか、運動しているジャージ、洗濯代欲しいとか、そういうことございますか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 議員御指摘のモンスターペアレンツ、いわゆる教師に無理難題、理不尽なことを要求する親のことをいう言葉でございます。首都圏ではそういう傾向が非常に見られるわけでございますが、当町内ではそういう保護者はありません。

ただし、指導の仕方あるいはそのことについて要求水準が高い保護者がいることで、もっとうちの子供の成績を上げてくれとか、そういうふうな親がいることもたまにはあります。それからまた、生徒指導上の問題で学校や教師に対して、その指導のあり方について電話等で異議を申し立てる親御さんもいることもあります。

でも、報道等と言われる理不尽な過激なそういう方は町内にはおりません。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ちょっと給食費について、未納のことについて申し上げます。3年前から言っています。

平成18年度125万円未納、平成19年度182万円未納、昨年度、平成20年度141万円、約ですが、未納と。先生方も集金とか何かで行かれるかと思うんですけども、その辺どうしたらいいかとか、どういうふうにお考えですか。何しているなら何しているで結構ですから。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 学校では校長を中心にして給食費の管理をしているわけですが、未納あるいは滞納の方に対しましては、校長を中心に家庭訪問をしたり、具体的に督促のために家庭訪問とか、あるいはもちろん電話、手紙、あらゆる手段を通してやっておりますけれども、なかなかご理解いただけないご家庭も中にはございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 何している面はわかりました。

あと、先ほど生活習慣というところで「早寝、早起き、朝ご飯」。大人でも寝不足になりますといらいらするわけですが、これは非常に結構なことで、そのような指導、教育をしていただきたいというふうに申し述べて、3点目に入ります。

さて、先ほど学力テストの件が若干話されました。学力テスト、今までの結果を受けて具体的に取組んだこと及びその結果をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） お答え申し上げます。

学力・学習状況調査の内容は、教科学力調査はもちろんですけれども、学習に対

する関心・意欲・態度や規範意識及び自尊感情、さらには学習の基礎となる活動習慣においても調査しているところであります。

一部昨年度の教科の学力調査結果について申し上げますと、町平均で小中学校とも県及び全国平均より下回っておりますが、漢字を正しく読む問題等では県及び全国平均より正答率が高いところがあります。また、町平均で昨年度と本年度を比較してみると、小学校の国語AとBの調査では、2から6%上昇しております。中学校では、国語Bと数学Aにおいて2%から4%上昇しております。ほかはほぼ横ばいの結果となっております。

このような状況を踏まえて、当教育委員会におきましては、毎年、学力状況調査結果を得た後に、各小中学校の研究主任の先生方を一堂に会しまして、学力状況調査結果検討委員会を開催し、知識、技能、活用能力及び生活の様子等を詳細に分析しながら、向上している箇所及び下回っている箇所を掘り起こし、今後の指導の指針にするようにしております。

今年度もそれが終わりました、各学校に配付したところでございます。それを受けて、各学校では自校の結果とあわせて保護者へ知らせるとともに、今後の指導改善に生かしております。

なお、今後も県内のトップレベルを目指すことに一層努力してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 学力テストについてちょっと質問いたします。

来年度から悉皆方式あるいは抽出方式、予定でございます。また、あるいは希望のみということでございますが、その希望のみの場合にエントリー、参加申し込みをされますか、どうですか。お伺いします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） お答えいたします。

参加する予定にしております。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） ところで、もう一つ。

広報わたりでございますが、これは11月号。これは教育委員長の言葉で、「ゆと

りのある教育を考え、実践していきたい」。ゆとりのある教育とは何か、お伺いをいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、ゆとり教育についてご説明申し上げます。

教育の中にゆとりを入れることが我が国で初めて公式に提唱されたのは、昭和52年、1977年のゆとりと充実というスローガンを掲げた学習指導要領が初めてでありました。なぜそうなったかといいますと、受験戦争が激しかった当時、学校の教育も詰め込み式で、子供たちを苦しい勉強に駆り立てすぎているということが反省され、教育にゆとりを持たせる必要があると考えられたからであります。

その後、幾多の変遷を経て、教育政策方針として明確に打ち出されたのが、平成8年7月、中央教育審議会の「21世紀を展望する我が国の教育のあり方」と題する答申でありました。つまり、21世紀を目指すべき学校教育は、ゆとりの中でみずから学び、みずから考える力などの生きる力を育成することとされたわけであります。

具体的には五つほどあります。一つは、教育内容の3割削減と基礎・基本の徹底。二つ目、個性を生かす教育推進。三つ目、豊かな人間性とたくましい体の育成。四つ目、総合的な学習時間の新設。それから、完全学校週5日制の実施であります。

ところが、これをやってみて、大学生の学力低下について大学の教員からいろいろな面で問題が指摘されてまいりました。それに伴って学力低下論争が始まったわけであります。やがて、ゆとり教育は学力低下を招くとの批判が続出しました。追いかけるように、平成13年に公表されたOECDの国際学力調査において、日本の中学生は校外、いわゆる家庭です、家庭学習するのが一番最低と指摘されまして、大きなショックを受けたわけでございます。

その後、今後の教育のあり方について有識者の数々の審議を経まして、文部科学省ではゆとり路線から学力向上路線とシフトが変わって、そして、平成20年3月に告示された新学習指導要領、今現在その全面実施に向けて、小学校は今年度、来年度、移行期間に入っております。中学校ももちろんそうです。小学校は平成23年度から全面実施、中学校は平成24年度から全面実施というふうな動きで、い

わゆるゆとり路線から学力向上路線にシフトが変わったと。

ゆとり教育は以上のようなことと私は理解しております。以上です。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 今ゆとり教育から学力向上に力を入れていくということの話でございました。

先ほど教育長申されました「為せば成る 為さねば成らぬ何事も」。たしか町長が二、三年前の施政方針でされたと思います。結構なことだと思います。アメリカの35代ジョン・F・ケネディーが「日本の偉大な政治家は上杉鷹山公である」と。ぜひ「為せば成る」ですから、やっていただきたいと思います。

さて、結びの方になりますけれども、教育基本法。ちなみに、亘理町では昭和6年から昭和20年まで、満州事変ですが、15年間で806名の方が戦争でなくなっております。当時は約5,000世帯。6世帯に1人でございます。

教育基本法の一部を紹介して質問を結びたいと思いますが、「ここに我々は日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り開く教育の基本を確立し、その振興を図るためこの法律を制定する」。日本国憲法、平和主義、国民主権、基本的人権尊重の三原則であります。今までも、そしてこれからも、この憲法にのっとり、教育の基本理念をうたった教育基本法に基づく教育を踏襲していかれますよう申し述べ、次に入ります。

さて、二つ目でございます。

企業、エム・セテック株式会社誘致についてであります。この会社の工場進出は、本町にとって新たな雇用と定住促進、所得増に伴う個人消費の増加がもたらす二次波及効果により、地域経済の活性化に大きく寄与するものと喜ばしく、歓迎をいたします。また、町民の方々の関心が高いものがあります。いつから操業するのか、本当に工場が進出するのか、お金、資金繰りは大丈夫か、果ては環境問題は等々伺います。若干申し述べます。

さて、私の質問は6月の定例会からの続きになります。概要を申し述べてから質問に入ります。

土地所有者から工場建設予定地の買収が完了し、土地を整備して企業へ引き渡す段階に入りました。簡単に申し述べますと、土地を町が買い入れて、整備をして

会社へ売り渡すということでございます。

初めての方もいらっしゃるかと思いますが、会社の概要、太陽光発電素材メーカー、単結晶シリコンウエハー製造、資本金約39億円、1月時点は8,800万円でした。これは9月の時点でございます。台湾の資本が入りまして、日本語で言えば友達光電、通称AUO、過半数の株を獲得しております。立地予定場所は、主要道塩釜亘理線、ケーヒンワタリ、積水フィルムの南、鑑川まで、柴町街道と私も言います。それから、西は学校給食センター、その東ですが、そこからちょっと東に行って、32.6ヘクタールでございます。

8月31日現在でございますが、9月25日、土地代金を支払いました。約8億9,000万円。第1期造成工事、10ヘクタールでございます。9月下旬からの予定。大分おくれております。それから、エム・セテック株式会社に土地の引き渡し、来年、平成22年3月下旬の予定。操業は来年12月ころ。雇用予定従業員約300名となっております。

最近ちょっと情勢が変わったと伺っておりますが、12月4日、当初平成22年4月創業予定、造成中の10ヘクタールに工場建設をしたいと。造成は実は11月上旬に発注されていると。当初は9月下旬でございます。なお、3月末に造成完了予定ですが、その後で、いつということはわかりませんが、工場建設をするということ。採用は250名ということ。ここまでききさつでございます。

今回、町の借入金は13億1,690万円で、無利子が4億円。したがって、残9億1,690万円、年利1.8%でございます。

ここで3点質問に入ります。

1点目、企業、会社と当町との覚書の内容をお伺いしたいと思いますが、これはことし1月30日、エム・セテック株式会社立地に関する協定書、協定されております。そこで、第5条優遇措置。町と県、会社で優遇措置を協議して覚書を締結するとなっております。覚書が締結されない場合は本協定は無効とするというふうになっておりますが、覚書を交わされたと思うんですが、その内容を簡単に結構ですからお伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野 進議員の質問にお答えをいたします。

ただいま高野議員さんから工場誘致の概要等について、傍聴の方々も十分ご理解をいただいたと思いますけれども、この事業そのものについては、おかげさまで先月の末に工事発注をいたしまして、今月の7日から工事着工に入っておるわけでございます。この造成事業の盛り土そのものについては、割山の町有林から運ぶということで、1日約10トン車十二、三台運ぶということで、塩釜亘理線という県道を通るわけでございますけれども、一般交通車両に若干のご迷惑をかけると思いますけれども、そういう工事の内容でございますので、皆さんのご協力方をお願いいたしたいということでございます。

そして、ただいま申されました、ことしの1月30日におきまして、宮城県庁におきましてエム・セテックの松宮社長、そして宮城県の村井知事、そして私の三者によるところの立地協定の締結をいたしたところでございます。その中で、ただいまお話しのとおり、締結いたしました協定書の内容におけますところの優遇措置の中で、亘理町及び宮城県、そしてエム・セテック社と別途協議の上ということで規定をさせていただいておるところでございます。それらの詳細の内容について、県並びに町の関係について現在協議途中でございますけれども、現在進めている内容について申し上げたいと思います。

宮城県が行う優遇措置といたしまして、宮城県企業立地奨励金の交付ということでございます。これについては、宮城県の工場誘致奨励金ということになりますけれども、限度額40億円ということで、現在のところ交渉をいたしておるところでございます。さらに、県税の課税免除ということで、この工場の中に配置されます償却資産にかかる税の減免ということも考えておるようでございます。

また、町が行う優遇措置といたしましては、現時点でございますけれども、ご案内のとおり、亘理町企業立地及び事業高度化を重点的に促進する区域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づく優遇措置ということでございますけれども、これの年限についてはもう少しこれについても議会の皆さんとも協議しながら最終的に決定してまいりたいと思っております。

さらには、本町が行う優遇措置といたしましては、やはりこの会社そのものについては水を使う会社でございますので、上水道あるいは下水道等の料金の軽減等、あるいは、県の方では企業誘致奨励金ということで40億円を考えております

けれども、町の方でも何らかの奨励制度もあってもよいのではなからうか。これについてもやはり財政的な問題、そして各事業とのバランスを考えながら、議会、そして各団体とも調整をしながら、これについても前向きに検討してまいりたいと思っておるところでございます。

この県並びに町、そしてエム・セテックとの協議については、今後さらに進めてまいりたい、その中で議員の方々とも協議を進めながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） まだ覚書は締結されていないということの返事でございますが、奨励金のお話出ましたけれども、ちょっと申します。宮城企業立地奨励金交付要綱でございますが、要は覚書を、していないわけですけれども、優遇措置。県では投下固定資産、奨励金の、始まろうとするところで申しわけないんですが、返還とございます。奨励金をやった場合。交付の決定の通知を受けた日から5年以内に交付の決定の対象となった工場等の操業を中止、廃止または縮小した場合に、奨励金の全部または一部の返還を命ずることがあると。

今ここで町長にどうのというわけじゃないんですが、これらも参考にして、これは県のことですけれども、覚書も締結されるよう望みます。

次に2点目に入ります。企業、会社と町です、土地売買契約は締結されたのかどうかでございます。以上、答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 先ほど来お話しのとおり、この土地造成そのものについては、エム・セテックさんからのオーダーメイドによるところの事業でございますが、これらについてはこれからは議員の方々とも相談しなければならないと思っておりますけれども、現在の用地面積が32.6ヘクタールでございます。そして、第1期工事ということで、3分の1に当たります10ヘクタール分について造成事業を来年の3月25日までの工期ということで考えておるところでございますけれども、その土地の売買については全体の面積でやるか、あるいは造成だけの終わった分、10ヘクタールのみで売買契約をするか、これらについても県とも協議をしながら、さらには議員の皆さんとも調整をしながら、全体の面積32.6ヘクタール並びに10ヘクタールの造成工

事を含めた内容で契約するか、これについても県の指導を受けながら契約に向けてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 売買契約は締結していないという話でございますが、一般に民間でいきますと、仮契約とかして、何々がいかなければこの契約は解除するという、例えば停止条件つきとか、そういうことがあるわけですが、まだ仮契約もしていないというところになぜか、さっきの覚書もそうですが、協議、協議という形で、もう姿は今見えてきているわけなんです。

ですから、これは反面金利がかかるわけですよ。町としてはお金が入らなければ。それらも考えれば、いかななものかというふうに私は思うんですけども、いつまでに協議を終わるとか、そういうことは町長、ございませんか。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） あくまでも企業側といたしましては、先ほど申したとおりオーダーメイド、要するに造成事業も完成をしてからという希望があるわけでございます。その中で、まずもって第1工事ということで10ヘクタール、全体的には32.6ヘクタール、これらについても町といたしましても、先ほど13億円の借り入れをしております。4億円については無利子の資金を受けまして事業展開しておるわけでございます。

やはり、排水路、上水道、それらの整備をして、きれいな形で企業に売り渡しをした方がいいのかなと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 3点目、質問いたします。

工場操業前に水質、大気、土壌、騒音等の環境調査を行ってはどうかということでございまして、水質は水質汚濁、大気は汚染、土壌汚染、重油で土壌が汚れるとか、あと騒音、いわゆる震動等でございますが、それらの環境調査を、改めて申し上げますが、行ってはどうかということでございます。ご答弁願います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この質問につきましては、9月の定例会において一般質問があった

わけでございます。今後、エム・セテックさんにおきましては、工場の建設に先立ちまして、国の法律あるいは宮城県、そして亘理町の条例等に基づきまして各種の手続が必要となってまいります。

宮城県の条例では、50ヘクタール未満の環境アセスメントはしなくてもよいということになっておりますけれども、他の関係法令があるわけでございます。ただいま高野議員さんから申されましたとおり、土壌については土壌汚染対策法という法律、そして空気については大気汚染防止法、そして水質については水質汚濁防止法、騒音については騒音規制法などに基づき、それぞれの基準をクリアして工場を立地することになります。したがって、厳しい基準をクリアして初めて工場立地が認められるということになるわけでございます。

ちなみに、現在山元町にエム・セテック社の仙台工場があるわけでございますけれども、それらの工場についても環境の保全活動について先日工場長にお尋ねをいたしたところ、まず第1点としてリスクコミュニケーションモデル事業を実施していると。リスクコミュニケーションモデル事業、すなわち地域住民との対話集会を行っておると。この事業につきましては、やはり地域住民、そして事業者、行政等の関係者間で環境リスクに関する正確な情報の共有や対話を通じ、相互理解と信頼関係を築いていくのが最も大事でございます。

そういうことから、このリスクコミュニケーションとは、先ほど申し上げたとおり、地域との対話集会を行いながら環境保全について情報公開をしてまいりたいと考えておるところでございます。

第2点といたしましては、やはり対話集会だけでなく、各種の講習会及び訓練の実施をしておるということでございます。その内容をお尋ねしたところ、やはり第1点といたしましては、工場内での事故、緊急時の模擬訓練ということ、そして、化学物質のリスクアセスメントの講習会の実施などを行っており、将来亘理町の工場が建設された場合におきましても、このようにリスクコミュニケーションモデル事業を実施してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 簡単に申し上げますと、操業前にこの環境調査を行うということに

なりますか。実は、先ほど話ありました。ことしの1月1日から、県の条例では20ヘクタール以上が環境影響評価をする、緩和されて50ヘクタールになったわけです。亘理町に来る工場は32.6ヘクタールですから、そういう意味では環境調査はしなくてもいいという考え方も出るわけなんです、そこで町長、町長は今回の場合は事前に、あと事後もやっていけばいいわけですが、事前に基準といえますか、それをやる気があるかどうかをお伺いしたい。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 環境アセスメントそのものについては、国の基準では70ヘクタール以上、そして、以前は県の基準では20ヘクタール以上でございましたけれども、村井知事の考え方から、要するに富県宮城ということで、企業誘致のためには余り20ヘクタールで環境アセスをすることによって縛りかけるとなかなか企業誘致そのものが促進ができないということで、50ヘクタールに環境アセスの基準を引き上げたということでございまして、町といたしましてはその県の基準に基づきまして環境アセスはしないと。

そこで、先ほどの水質汚濁とか、あるいは土壌調査とか、あるいは騒音調査そのものについては企業側で建設後に実施するというご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 企業側で建設実施後に調査する。行政としては事前に検査をする気はないという形で、町長、お考えですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 現在の土地そのものについては農地でございまして、貴重な動植物が現在いないということ、そして県の環境アセスの基準内でないということで、環境影響調査は必要ないと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 納得はいかないんですが、町長の答弁でございます。

さて、町長は住民の安全・安心を守る立場の地方自治体のこれは責務でございます。基準がどうじゃなくて、やはりやるべきじゃないか。町長はいつも申されています。暮らしやすさナンバーワン。これはナンバーワンと言えるかどうか。や

はり、しなければしないとはっきり、もう一度確認します。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 高野議員さん、何の環境アセスか、何の調査をなささいということなのか、もう少し具体的に教えてもらいたい。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 土壌、大気、水質、騒音、そういう形で申し述べました。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、先ほど来申し上げておるとおり、国、県の基準、そして町の基準に基づきまして、企業立地側が調査するというところで、それらの内容についてはおのずと国、県、町の指導体制も必要と思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） もう一度申し上げますと、町民の安全と安心を守る立場、自治体として、やはり会社とは異なる対応が私は必要ではないかというふうに思います。あつてはいけないんですが、ことしの6月、これは新聞記事です。エム・セテック、ガス漏れ、8人被害。これは相馬工場。塩化水素などの液化混合ガス、刺激臭と有毒性がある。全員避難した。これは6月でした。8月に今操業開始しているわけですが、風向きいかんでは中で使ういろいろな薬品といいますか、東風あれば西側の住宅の人、その反対であれば東側住宅の人、非常に心配じゃないかというふうに思っている住民の方も当然いらっしゃいます。私だけが懸念しているわけではありません。

ですから、それについては、では環境影響調査をしないというならば、どういう形で対応していくのか、お伺いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまお話ありました相馬工場については、化学製品を使った工場でございますけれども、亘理町で製造されるエム・セテックの事業内容はパネルをスライスするというところで、化学物質を使わないということでございます。

そして、この騒音とか、あるいは空気の問題とか、あと水質の排出するもの、これについては工場が完成した後の結果でございますので、事前に調査することは今

のところ白地の農地でございますので、これについては調査する必要はないと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野 進議員。

17番（高野 進君） 相馬工場とは違って組み立て工場だということですが、一般の民間企業では3年、例えば中期計画であったとしても、毎年毎年見直していくわけです。組み立て工場、ずっと組み立てだけしていくのかどうか、その辺はわかりませんが、町民の不安を解消するためにこれからもいろいろと考え、対策をとっていただきたいと思います。

結びに、町長は広報わたり3月に、この工場誘致は町民の雇用拡大と定住促進、そのとおりだと思います。それに私が思料する従業員らの所得増に伴う個人消費の増加がもたらす町経済全体への好影響に寄与するというふうに考えております。経済情勢が厳しい中で、来年の12月操業開始という予定でございますが、一日も早く操業できるよう期待をいたしまして、町長、何かございませんか。ありますか。どうぞ。ないですか。

では、以上、質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

次に、11番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔11番 佐藤アヤ君 登壇〕

11番（佐藤アヤ君） 11番 佐藤アヤです。私は2点について質問いたします。

初めに、介護予防遊具の設置についてであります。

本格的な高齢社会に突入しております。介護問題は私たちの老後生活における最大の不安要因となっております。健康で自立した生活が送れるように、さらに力を入れて介護予防を推進する必要があると考えます。

本町には健康センターがありますが、地域の多くの人が利用できる公園を活用し、介護予防遊具を設置し、楽しみながら体験できる機会と場所を提供してはどうかと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 佐藤アヤ議員にお答えをいたします。

高齢化社会を迎えておるわけでございますけれども、高齢者の皆さんは常日ごろ

から自立をしながら、そして生活が送られるよう、日々願いながら健康維持に当たっておるものと思っておるところでございます。

そこで、町では高齢者の健康管理のためのメディカルチェックや運動機能向上を図るため、各種トレーニングマシンを亙理健康センターに設置し、高齢者の方々の健康増進を図るための介護予防事業を展開しております。これについてはご案内のとおり、県内初の介護予防センターということでご理解をいただきたいと思いません。そこで、平成20年度の利用者数が延べ人数で2万8,908人となっており、一定の効果が出ているものと判断をいたしております。

また、ただいまお話し公園に健康遊具等を設置することは、より多くの高齢者の皆様の健康増進を図る上で有効な手段の一つと私ども考えております。遊具につきましても、子供からお年寄りまで3世代で楽しめるもので、手すりにつかまって高さの違う踏み台を上り下りするダブル踏み台昇降機という遊具があるようでございますけれども、これらと、少し角度をつけたスロープを渡って足首やひざの柔軟性や筋力アップを図るものなど、いろいろな種類があるようでございます。

現在、町には14の都市公園が設置されておりますけれども、平成22年度においてそのうち来年度の予算で公園の長寿命化計画で考えて、策定を検討しておるところでございます。この計画を立てることによりまして、老朽施設の修繕、改修に国からの補助金を受けられることができる制度が出ようとしておりますので、これを積極的に活用しながら遊具等の設置をしてまいりたいと思っております。

そこで、介護予防遊具の新設が補助対象になることは現時点ではまだはっきりしていないんですけれども、やはりこの公園の長寿命化計画の策定にあわせ、まずもって鳥の海公園、そして亙理公園、そして現在計画しておる、仮称ではございますけれども、逢隈公園等へ計画的に設置を検討してまいりたいと。これについても、国、県の補助採択事業としてもらうよう国、県に働きかけをして、この遊具等の設置をいたしたいと思っておるところでございます。

しかし、最近新聞等を見たんですけれども、この学校とか公園等の遊具による事故も多々発生していると。そのためには、管理、修繕は十分対応しなければならないと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 平成22年度の予算に組み込んで、国、県のお金を使いながら町の公園、鳥の海、それから亙理公園、逢隈公園、14カ所の公園に順番に設置していくという方向をしっかりと示していただきまして、本当によかったなと私の中で思っております。

本町での高齢化率なんですけれども、65歳以上の方が今8,080人、そのうち1,350人の方が今介護の認定を受けております。ということは、まだ16.7%で、80%以上の方がまだ自立をしているという、そういう状況であります。ですので、その方たちがなるだけ介護状態にならないように、やはり予防を推進していくということは絶対に必要なことだと思います。介護の予防を重視し、健康寿命が延びれば、間違いなく介護保険料を上げることもなく、町民の負担も間違いなく軽くなりますので、しっかりと介護予防には取り組んでいていただきたいと思っております。

前向きな町長の答弁だったものですから、いっぱい書いてきたんですけれども、介護予防についてはどうぞ来年度予算からしっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、2問目に移ります。

何かあるんでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまの私の答弁は、長寿命化計画の策定が平成22年度で、早くとも平成23年度から実施したいと考えておりますので、平成22年度から設置でなく、平成22年度に計画書を策定して、ただいまありました都市公園と言われる14カ所を含め、さらにはほかのちびっ子広場等にもそういう計画を大きく、町民の方々、児童生徒を持っている方あるいは老人会等とも調整をしながら、来年度中に計画して、その平成23年ということでご理解願いたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 実は、私これ介護予防遊具は平成19年の6月の一般質問で出しまして、そのときに前向きに検討するという答弁をいただきまして、もう2年ちょっと過ぎたものですから、そろそろ前向きもしっかりと計画を立てて実行していか

なくてはならないのかなと思って、今回改めて質問いたしました。ちゃんと年度がはっきりしまして、来年度に計画を立てて平成23年度から実行するという答弁ですので、しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2問目の質問に移ります。

障害児の放課後、長期休暇等の取り組みについてでございます。

保護者が労働等により日中家庭にいない障害のある児童の放課後や長期休みのときの取り組みについて、3点お伺ひいたします。

1点目です。現在、町外にある支援学校に通学している児童数と放課後の現状についてご答弁お願ひいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この分野については教育委員会に所属しますので、教育長の方から答弁をさせます。

議 長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、佐藤アヤ議員にお答え申し上げます。

町外の支援学校に通学している児童生徒数につきましては、平成21年の11月1日現在ですが、宮城県立山元支援学校には知的障害及び病弱の児童生徒として、小学生が10人、中学生が6人、それから、宮城県立船岡支援学校には肢体不自由の児童として小学生が3人、宮城県立視覚支援学校には視覚障害の生徒として中学生が1人、宮城県立光明支援学校には重度知的障害の児童として小学生が1人通学しております。計、小学生が14名、中学生7名、計21人の児童生徒が町外の支援学校に通学しております。

次に、放課後の現状ですが、支援学校の通学には主にご家族が送迎しているようです。宮城県立山元支援学校につきましては、学校側で送迎しております。帰宅後の状況はほとんどご家族が対応しているものと思われまふ。ただし、中には一部山元町にあります木漏れ日の郷等を利用されている児童もいるようでございます。

なお、参考までですけれども、支援学校等への通学判断につきましては、町の心身障害児童就学指導審議会において、通常学級が適当なのか、支援学級が適当なのか、あるいは支援学校がよいものか、本人の現在の障害の状況と本人に合った支援環境等を考慮して判断し、保護者へその結果を通知しております。最終的には、通

学の判断は保護者の同意のもとで決定しております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 今、山元の支援学校に通学していらっしゃるご父兄の方々に放課後の対策についてアンケート並びに現況調査を行ったことがあるのでしょうか。まずその点についてお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） アンケート調査については、現在のところ実施しておりません。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 町内の小学校に通っていらっしゃる1年生から3年生まで、それから支援学級の1年生から6年生までの放課後対策はしっかりしていると私は思っているんですけども、そういう中で、支援学校に通っていらっしゃる子供さんたちの放課後対策については今まで考えたことがなかったのでしょうか、それとも余り今まで要望がなかったということなんのでしょうか。その点についてもう一度ご答弁お願いいたします。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 保護者からの要望等については、現在のところ私のところまでは聞いておりません。ただ、同じ町民でございますので、やはり今後考える必要もあるのかなというふうなことで、ただ、まだそういう声が聞こえておりませんので、具体的なそういうことについては別途今しておらないのが現状でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 山元支援学校の先生方、それから通っていらっしゃるご父兄の方と、あと町の教育長を初め教育委員会の方、そういう方との懇談会等は年に1回とか2回とかは行ったことないのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 山元支援学校の教職員と、それから町内の小中学校の担当先生方、それから教育委員会の担当、そういうふうなことで懇談会というか研修会というか、情報交換は年に数回行っております。その中で山元支援学校の様子等については恐らくそういう情報を得ておるんだろうというふうに思っているところでございます。以上です。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 関連がありますので、2点目に入ります。

亙理町で二杉園が行っている「障がい児療育支援事業」をさらに充実して、私は亙理町に在住の障害児のための日中一時支援サービス施設として取り組んではどうかと考えておるんですけれども、この点町長にお伺いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 町で設置しております鹿島の二杉園でございますけれども、これについてはご案内のとおり、障害者自立支援法に基づきまして、障害児童の療育を目的に、宮城県から障害福祉サービス事業、すなわち児童デイサービス事業として指定を受けた施設でございます。

日中には障害児及び保護者を受け入れ、個別に支援計画を作成し、療育支援を実施しております。定員は10名で、現在の利用者数は、亙理町が6名、山元町が2名、計8名の方々を受け入れております。

さらに、午後の時間帯においては、町単独事業ということで障害児療育支援事業として、町内小学校在籍の1年生から3年生までの発達障害等のある児童を受け入れ、こちらも個別支援計画に基づき療育指導を実施しており、定員5名のところ、2名の利用者を受け入れておるところでございます。

現在のところ、療育支援事業につきましては受け入れ人数に余力があると、また余裕があるということや、就学児童の継続的なさらなる支援が望ましい現状を踏まえ、受け入れ枠の拡大に向けて検討をしている状況にあるということをお知らせしておきたいと思っております。

また、日中の一時支援サービスにつきましては障害児童の一時預かりであり、二杉園の療育支援を目的とした本来の趣旨から外れると思われるところでございます。しかしながら、夫婦共働き家庭の一般化、家庭や地域の子育て機能が低下、障害児童を取り巻く環境は大きく変化しておると思っております。そういう多様化に適切に対応することも必要という状況も事実と思われまます。

ただ、実施するためには、やはり施設的な整備、今の現在の施設でなく、新たに増築とか、それらの施設の整備及び受け入れ時間帯の課題もあるため、これらの課題や支援体制の方法等も検討をしてみたいと思っております。以上でございます。

す。

議 長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

1 1 番（佐藤アヤ君） 今町長が申されたのは障害児の療育支援事業ということで、おひさまクラブというものがあまして、町内に、それも町立小学校に在住する1年生から3年生までの児童というふうに対象児がなっております、ここに特別支援学校の子供さんは預けることができないんです。まずこの部分で、町立小学校にというのではなくて、ここら辺をちょっと直していただかないと、山元支援学校、それから今言われたように町外の支援学校に行っていらっしゃる子供さんの預け入れはまずできないという、その部分で対象児童の部分を拡大していただきたいと思います。

もう一つなんですけれども、休みが多いんです。月曜日から金曜日というふうに明記されているんですけれども、実はこれ火曜日、木曜日、土曜日、日曜日が休園日ということで、月曜日から金曜日まではいいんですけれども、火曜日と木曜日は休園日、土日は皆さんお休みですので、そこまではいいのかなと思いますけれども、せめて火曜日、木曜日の休園は、本当にこれでは働けないというか、これではちょっと違う趣旨かなと思います。この休園日についても検討をしていかななくては安心して子供さんを預けられないという状況だと思います。

そしてまた、保育時間も2時から5時までということですが、たしか放課後児童クラブの方は延長保育等がありますので、そういう部分もちょっと保育時間等の拡大の方も検討していかないとならないのかなと思いますけれども、この点についてもう一度ご答弁をお願いいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 具体的な内容、職員の張りつけ、時間帯の問題、担当課長の佐藤課長に答弁させます。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 今の議員さんのご要望でございますけれども、先ほど町長の方が枠拡大というふうなことでご答弁申し上げましたけれども、その中に今議員さんの御指摘ありました1年生から3年生というものを継続というふうなことで、やはり6年生まで延ばすべきだろうと、それからあと、日にちにつきましても平日、

月曜日から金曜日までというふうなことで、何とかできないかというふうなことで検討をしております、そのことが先ほどの町長の方が答弁申し上げました枠の拡大というふうなことでご理解いただければと思います。

あと、なお、対象につきましても亙理町の方に実際住所を置いて住んでいらっしゃる方についても受け入れるべきではないかというふうなことで、それも含めて現在検討しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） 検討というのは物すごく大事なことだと思います。でも、現実にお母さん、お父さん、障害児を持っているお父さん、お母さんはもうあしたにでも、あさつてにでもという、そういう気持ちだと思うんです。ですので、私は亙理町の障害者計画というものを平成19年3月に町で出された部分で、障害児の部分なんですけれども、「放課後及び長期休業時対策の充実」ということで、ここでもきちんと明記されているんです。これは平成19年度から平成23年度までの計画を入れていた計画書なんですけれども、この部分で、この検討をいつまでして実行をいつからするという部分で、ぜひご答弁をいただきたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 検討だけでなく、前向きに速やかに検討してまいりたいということでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） おとといも障害児を連れていらっしゃるご家庭の方に行ってまいりました。そこはお父さんがちょっと働いていない状況でした。やはり、送り迎え、朝送って行って、帰りもそこまで迎えに車で行かなくてはならないという部分で、お母さんは働いているんですけれども、お父さんが働いていませんでした。

あと、ご夫婦で今仕事をしているお母さん、お父さんのところにも行ってまいりました。その方からぜひ何とか声を届けていただきたいということでちょっとお手紙をいただいてきましたので、ぜひ前向きな検討の中にこれは本当にもっともっと私が言っているよりも現実の声ですので、聞いていただきたいと思います。

本年度、山元支援学校には1年生として7名の児童が一気に入学しております。

そのほとんどが亘理町に在住しています。この1年生も含め、障害児を放課後や長期休みの期間に親が安心してお願いできる施設が町内にはありません。健全な児童の施設、体制の充実と比較すると余りにも格差に驚き、同時に、福祉に優しいイメージの亘理町のかげ離れた現状のギャップに憤りすら感じます。我が家のように健常児と障害児の二人の子供を持ち、育児にかかるその肉体的、精神的疲労の比較にならないほどの違いを嫌というほど痛感してしまいます。

親の責任は重いことを承知していますが、障害児を仕事をしながら、その親だけで育て切ることはとても不可能であることを皆さんご理解ください。何より児童や親がどのような状況を希望しているか、また、言いかえれば、どうすれば気軽に利用しやすくなるか前向きに議論をお願いします。まずは既存施設を活用することも含め、実際にスタートさせることが重要だと思います。期日を明確にして、具体的に準備をしていただけることを強く希望いたします。皆さんの力を必要としていますという、本当にもう切実な内容だと私は思っております。

ぜひ、町長、前向きに前向きに、どうぞご検討お願いしたいと、実施をお願いしたいと思います。

続いて、3番目に移ります。

今後、障害児のためのショートステイの充実も必要かと考えますが、見解を伺います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 障害児のショートステイ、短期入所でございますけれども、この施設になりますと宿泊が伴うため、現在、宮城県より指定を受け実施している施設は民間の事業所ということで聞いておるところでございます。これは、利用者側が地域を問わず、希望する施設を選択してサービスが受けられる仕組みとなっており、亘理町においても宮城県の障害福祉計画と整合性をとりつつ、平成21年3月末に策定した第二期障害福祉計画の中で今後のショートステイ利用量の増加を見込んでおるところでございます。

そのようなことから、宮城県及び仙台圏域の障害福祉計画の中に、利用者のニーズやサービスの必要量に対して必要なサービスの提供体制が確保されるよう調整を図っていく内容が盛り込まれておりますので、今後町といたしましても、引き続き

宮城県に対しましてサービスの確保のため、強く要望してまいりたいと思っております。ところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） いろいろなことがあった場合、子供さんを預けたいという要望はあると思います。そういう部分で、そういう障害児を持っていらっしゃるご父兄の方にきちっとしたこういうことをやっていますという、そういう部分で提示はされていますか。こういう施設が民間でやっていますよという、そういう事業所がありますという部分でお知らせ等はしているのでしょうか。

私が行ったところでは、ショートステイ、町はないよねという、そういう思いをしていらっしゃる方がおりましたので、ぜひこういうところでやっています、安心して預けることができますよという情報提供をやはりしっかりとしていかないと不安だと思いますけれども、ぜひご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これについては、施設の内容については県の方で十分把握していると思います。そこで、そういう情報がありましたら、町の方でもどここの場所にショートステイの施設がありますということで、さらに皆さんにも情報発信をしてまいりたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 佐藤アヤ議員。

11番（佐藤アヤ君） そうですね、あったらでなくて、もうある前にぜひ、安心して預けられるように情報を発信していけば本当に対応がスムーズにできると思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

私は、町長の姿勢の中で、本当に今民主党では友愛と言っていますけれども、思いやりの心、その思いやりの心を発揮していただきたいと、障害児に対しては本当にそのように思います。母親として本当に障害児を産みたいと思って産んだんでないんです。でも、本当に障害児を持っていらっしゃる、もう本当に毎日毎日が戦いだと思います。そういう中で、ぜひ行政の力、あと町民の力、絶対求めていると思いますので、一日も早く放課後児童対策、それから休日の部分とか、あといろいろなショートステイの部分で対応していただきたいということを要望して一般質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、1番。小野一雄議員、登壇。

〔1番 小野一雄君 登壇〕

1番（小野一雄君） 1番の小野一雄であります。ちょっと休憩入るのかななどと勝手に思っ
て戸惑っておりますので、大変失礼をいたしました。

私は、2点について質問をしていきたいと思っております。1点目は景観条例につい
て、2点目は定額給付金についてということですが、まず第1点目の景観
条例についてであります。美しい景観は国民の財産だというふうに言われてお
ります。

平成21年6月21日、宮城県議会で「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条
例」が可決されました。これは議員提案によるもので、全国的にも初めてだと言
われております。そこで、この県条例が制定されて、これにかかわる町の関
係、こういった問題点といたしますか、考えられる事柄について質問したいと思
います。

第1点目は、県条例が制定されましたが、その内容は亘理町にとってどのような
影響といたしますか、対応策が出てくるのかという点であります。お願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 小野議員にお答えをいたします。

ただいまお話しのとおり、この県の条例そのものについては平成21年6月16日、
宮城県議会において景観保全・まちづくり調査特別委員会が条例案を提出し、6月
21日に可決されたということでございます。この内容については、今お話しのと
おり、近年、自然・農村風景の喪失等が問題化されておることから、県議会そ
のものが条例を可決され、そして、平成22年、来年の1月から施行されるとなっ
ております。

この景観条例は、景観形成に関する機運の醸成に重点を置いた理念条例であり、
行為の規制を定めたものではないので、現時点では県条例の制定に伴って本町へ
の影響はないものと判断しておりますけれども、先ほど申したとおり、施行日が来
年の1月であることから、今後具体的にこの条例の制定の内容について説明がある
ものと思っており、その時点でどのような影響が出てくるかを見きわめながら考
えて

まいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今町長からこれは理念条例だ、行為条例というんですか、そういうものではないと、しかしながらいずれ説明会がありましようということですが、私はこういった今マスコミ、いろいろな新聞報道を見ておりますと、景観に関する問題がかなり新聞では紙面をにぎわせておるといような状況にあります。

この条例の中で、これは理念ということでありますけれども、一般の方がまだこの条例の案文を持っていないと思いますけれども、この条例をいろいろ読んでみますと、その第12条の中に市町村及び県民等が連携して美しい景観の形成に関する活動を推進していくんだと、そして、その中で景観週間を設けていきますよと。これから説明会あるというふうに伺いましたけれども、例えばこういったものが出来た場合に、我々町民、町としてはどのような取り組みといいますか、考え、対応するのか、ちょっとその辺お聞かせ願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） この条例は理念条例、そして行為の規制はないということですが、この条例を制定した趣旨そのものについては私も十分理解しております。県そのものは市民とか町民はないわけですね。県議会、県としては。ただし、その場合についてはこれの条例の趣旨に基づきまして、やはり市町村、現在35県内にあるわけですが、その条例の行動計画とか、それらの内容を含めた、条例だけでなく市町村にお願いする部分も出てくるかと思えます。その内容がまだ全然来ていないということで、これらの行動計画、どういう規制あるいはどういう行動をするか、これらについてもまだ町の方では全然承知していないということで、今後県当局の方でどういう形で市町村に対しましてこの条例に基づく趣旨の説明会があるかということで、待っている状況にあるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 町長の答弁だと今待機の状態だというふうに理解していいのかなというふうに思いますが、私なりにいろいろ調べた事例なりがあるんですが、まず

この景観条例というのはどういうものだと、ちょっと概略、目的ぐらいを参考までに申し上げてみますと、この景観条例のもとになるのは景観法という法律があります。これは平成16年に制定されたものでありますが、この法律によって景観は国民の財産なんだと、したがって、行政と国民、そしてまた事業者といますか、いろいろな工事をする事業者、こういった人たちが率先してこういった問題に取り組んでいくんですよということを定めてあるんです。それに基づいて宮城県条例が制定された。

この宮城県条例の目的は何だということでありましてけれども、これは第1条に目的というところがあるんですが、この条例は、美しい景観の形成について基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進することにより、地域の歴史と文化を守り、美しく風格のある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境を創造し、もって県民生活の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とするんだよということをやっています。

ところが、この県条例が来年の1月1日から施行されますけれども、宮城県をずっと調べてみますと、もう10年ぐらい早くこういった条例を制定して取り組んでいるところがあるんです。それは塩竈市なんです。その先進地の事例といますか、塩竈市の事例を申し上げますが、実は10月の20日になりましたけれども、「景観フォーラム in 塩竈」ということで、塩竈で宮城県主催のフォーラムが開催されました。たまたま行く機会がありまして聞いてきたんですが、この中であいさつに立った佐藤 昭塩竈市長さん、この人は塩竈は海と島、この景観をずっと大事にしていかなければならないと。塩釜神社、ご存じだと思いますが、塩釜神社から松島湾、こういったところを見た場合にすばらしいものがある。しかし、残念ながらその真ん中にでっかいビルが建ってしまった。それで、これではだめだと。こういったことを野放しにしておいたんでは、どんどん、例えば塩釜神社からの景観、こういったものが壊れてしまう。一度壊れた景観は二度と取り戻すことができないということで、平成5年に条例をつくったと。

塩竈は平成5年の4月1日に「塩竈の景観を守り育てる条例」というものをつくったんです。そして、いろいろなビルの高さ、どぎつい看板、看板の色の規制、

こういったものをこの条例の中で宣言したわけなんです。そして、後世に残していきたいと思います。

あわせて、まちづくりにも取り組んでいる。何の条例でも同じなんですけれども、必ず市民、町民、町にあっては町民の支え、町民の行動・活動、こういったものが基本になるわけでありまして。先ほど教育長はまちづくりは人づくりだというようなことをおっしゃいましたが、私も同感でありまして、まちづくりは人づくり、人づくりの基本は家庭だというふうに私は思っております。したがって、景観づくりとまちづくりをドッキングさせまして、並行してまちづくりを進めて景観づくりに取り組んでいるというのが塩竈でありました。今月だったと思いますが、地域づくり全国表彰ということで、塩竈が全国表彰を受けたというようなマスコミ報道もありました。

そこで、私は、こういった事例があるわけですが、県が条例をつくったということは理念条例だと言ってもおりますけれども、町でも早く条例をつくって互理の景観といったものを守り育てると言っているような気がしてならないんですが、町長はどう思いますか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、昨年の4月、互理町まちづくり基本条例、これはすなわち町民と議会と町が三位一体となりましてまちづくりを進めようということで、現在基本計画をつくりながら進めておるところでございます。さらには、ご案内のとおり、昨年の7月1日施行ということで環境基本条例も制定されております。その中での互理町の気候温暖、風光明媚な土地を守りたい、そしてやはり風水宝地と言われる町でございます。風、水、宝の土地と、風水宝地と言われる、やはり自然豊かな町という考え方で持っておりますので、やはり新たにつくる場合となると、そのまちづくり基本条例と環境基本条例、これらについての今計画策定中でございますけれども、その整合性を図らなければならないということでございますけれども、これらの条例との接点がどうあるべきか、これについても先ほど言われた県の来年の1月施行という、その指導、助言を見ながら検討してまいりたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） いろいろ検討する余地があるのかなというふうに私も理解しております。

ちなみに、景観条例は残念ながら、まだ宮城県内の町村はありません。ただ、市はあります。仙台市、塩竈市、大崎市にあります。いろいろ法律の中で景観形成、要するに守って育てろと言っているんです。そして、つくりなさいと言っているんです。したがって、その条例をずっとタイトルといいますか、条例の表題を見ますと、それぞれ表に名前がついています。

例えば、仙台は「杜の都の風土をはぐくむ景観条例」、塩竈はさっき言ったように「塩竈の景観を守り育てる条例」、大崎市は大崎市松山地域なんです。昔松山町とあそこを言いました。あそこのまちを整備したんです。それで条例をつくったんですが、「大崎市松山地域まちなみ景観整備条例」、こういうふうになっているんです。

例えば、町ではどんどころがつくっているんだというところなんです、今言ったように残念ながら宮城県にはありません。しかし、福島県、山形県にあるんです。山形県の河北町、「河北町美しいまちなみ景観条例」、あと皆さんご存じかと思いますが、金山町というところがあります。ちょうど国道13号線の真ん中あたりにある山合いの町なんです、「金山まちなみ景観条例」、こういうふうにあります。福島県は三つある。3町あります。一つは、大玉村、「大玉村ふるさと景観保護条例」というものがあります。あと、只見町です。「美しい只見町の風景を守り育てる条例」。あと、皆さんご存じの三春町。「美しい町をつくる三春町景観条例」。こういったもの。あと、ずっと遠く北海道だと美瑛町とあります。ラベンダー畑で有名な。美瑛町では「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」。

こういうことで、参考までに申し上げましたけれども、要は景観は守って育ててつくるといような法律の趣旨に基づいているのかなというふうに思います。

次に移りたいと思いますが、わたり温泉の鳥の海の景観を守るために、町として考えている方策がありますかということなんでありますが、2番……。

失礼しました。2番目に入っておりますが、ちょっと関連する事項があったもの

ですから、2番目。亙理町として制定していますかということについては先ほど回答いただきましたので、ここはずっと関連して3番目の質問に入りたいと思います。

3番目の中で、わたり温泉鳥の海ということで限定いたしました。わたり温泉鳥の海の景観を守るための方策について、町の考えをお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） わたり温泉鳥の海からの景観については、ご案内のとおり、東には太平洋、西には鳥の海湾、そして蔵王連峰が見渡せる。南には吉田浜海岸、北には阿武隈川という河口を望み、朝夕四季折々の変化を見せてくれる素晴らしい自然環境を有しており、また、鳥の海湾内の干潟は県内でも有数の水鳥の生息地とも言われております。

本町の自然環境を守る施策といたしましては、県では仙台市から山元町までの3市2町の海岸線沿線を仙台湾海浜県自然環境保全地域に、そして、町といたしましては、愛宕山については緑地環境保全地域に指定をしております。これらについては、建築物や宅地の造成、土地の開墾等をする際の指導を行っております。

町では、環境や景観を保全する観点から、ご案内のとおり、町民の方々約1万人の協力をいただきまして、毎年7月の第1土曜日を一斉清掃の日と定め、阿武隈川の河川敷を初め、河口、海水浴場、鳥の海周辺と吉田浜海岸等を町民の協力を得て実施をさせていただいております。

また、この荒浜海岸については、荒浜中学校の生徒の方々も毎年、海水浴場が終わった8月下旬に海水浴場の清掃活動を行って、美化活動等にもご協力をいただいております。

また、ご案内のとおり、阿武隈川を守る会という組織がございます。これらの方々に対しましてもいろいろとご協力をもらっておるということでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 今、鳥の海周辺のわたり温泉を囲む周辺の環境保全、こういったものについて今お話ありました。

第4次総合発展計画の中で今フレンドシップ21ということで実行推進中でありま

すけれども、この中にこういった今町長が答弁したようなことが網羅されております。この中で、亶理町総合発展計画の第2章で安全で利便性の高い快適環境のまちづくりという項目があります。そこをずっと見ていきますと、6番目に伊達な亶理のふるさと景観づくりとうたっているんです。景観づくりと環境美化運動を推進していくんだよという項目があります。

私は、やはりこの景観づくり、もう少し具体的にフレンドシッププランにも載せてあるわけですから、今までは環境づくりとか保全とか、こういった部分についてどんどんやってきた。やはり、これからはもう景観をつくっていくんだよ、はぐくんでいくんだよという点からお話を申し上げていきたいと思いますが、昨年6月に鳥の海温泉の宴会場の前といいますか、電柱がありましたよね、電信柱というか。それを移転しましたよと。移していただいた。何か宴会場の舞台をカーテンをあけると何だか目の前に電信柱がぼんと真ん中に出てきた。そういったものをわたり温泉、いろいろ町の方で移転していただいた。私はいいことをやってくれたなと本当に思っているんです。素直に。

しかし、もう少し考えてみた場合に、せっかくやるんだからもう少しすっきりできないのかなというふうに実は思っているんです。その辺について、町長、十分ご存じだと思いますが、その1本を移転してあれでいいのかなということについて、町長、どう思っていますか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今お褒めの言葉をいただいたわけでございますけれども、電柱の移設については、やはり東北電力で移転するわけでございます。それについて、やはり電線の強さ、それらのスパンがありますので、最大限があの方法であったということでご理解願いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 東北電力でやるんですが、こういったものは全部町から要請しないとやらないんですよ。この事例、あるんです。実は、気仙沼市に安波山という山があるんですが、皆さんご存じの方もおろうかと思いますが、気仙沼市場から大島の反対にあるんですが、ちょうど気仙沼の市場の向かい側に、標高239メートルだと思いますが、もう気仙沼の景勝地があるんです。いろいろ大分前の新聞

に、市で景観に邪魔になるから電柱を移転したという記事が載っていたんです。私はそこに見に行きました。どんなことをやったのかなと実は行ってみました。いろいろ尋ねながら。

そうしましたら、あそこの安波山というのは確かにいいところなんです。気仙沼のテレビ塔がそこにもありまして、国際ロータリークラブのロータリーバードパークというような公園にもなっておりまして、確かに

議長（岩佐信一君） 途中ですが、趣旨をまとめて質問してください。

1 番（小野一雄君） その町で、要は市民から電柱が邪魔だから移転してくれと言われて取り組んだと。もちろん東北電力の下請の業者にやらせたんですが、そういったことで、やはり市民の要望といったものに市の当局が耳を傾けて、やはり市民の財産を守っていかうということでそういったものを支障移転しながらやってきた。

私は何を言いたいのかというと、わたり温泉鳥の海でもっとそういう支障移転して景観をつくる箇所がいっぱいあるよということを言いたいんでありまして、具体的には公園、この前移してもらいましたけれども、もう少し、例えば健康センターの前にある電信柱とか、あとデイサービスセンターにある電信柱をちょっと工夫すれば、地下のケーブル埋設とか、いろいろあります。こうすればもう少し鳥の海温泉からの夕日を眺める眺望、景観といったものがもっとよくなるんじゃないかというふうに思うわけですが、ぜひこの支障する電柱をもっと改修をしていただいて、この辺の工事を、お金がかかります。すぐにやれとお願いするわけでもありません。やはり、将来展望を踏まえてこういったものを考えるべきではないかということについて町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいまの景観そのものについては十分私も承知をしております。そこで、わたり温泉あるいは学校周辺とか、そういう公共施設を重点的にそういう景観を進めるべきかなと思っております。

そこで、国の第2次の補正を見ますと、経済対策ということで電柱の地中化も話題になっていると私も聞いているわけでございます。その際に、どういう場所に電柱の地中化そのものについてもやはり公共施設か、あるいはそういう遊戯競技場と

か、そういう関係があるかと思えます。それを見守りながら考えてまいりたい。

そこで、地中化にいたしますと、やはり現在の電柱よりも10何倍か20倍ぐらいの経費がかかる、その場合の今後の対応ですね。どの延長に持っていくか。そこだけやっただけではだめなものですから、総合的に検討してまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） ぜひとも具体的なことに決まれば、ひとつできる限りの協力体制、こういったものをしていきたいなと私も思っております。

次の質問に移ります。

今後の公共事業に対する行政側の対応について、どのような変化が出てくるのかなということについてお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） これは景観にかかわる内容の公共事業ということでございますか。

これについては、ご案内のとおり、11月11日から政権交代によりまして事業仕分けということで、おおむね3,000の事業のうち447の事業仕分けを実施されたところでございますけれども、必ずしも事業仕分けの結果だけでなく、これからは政府三役あるいは内閣において、そして最終的には政府の方で決定する運びになるかと思えますけれども、その中でこの景観に関する内容では、国土景観形成事業推進調整費が廃止ということにその事業仕分けで判定されております。国の景観事業の方向性が見えないことや県においての条例がまだ施行されていないと、来年のということで、これらについては公共事業の対応がどのようになるかということで、現在のところ町の各種、この景観だけでなく、各種の予算編成がおくれておるということでございます。政府の予算編成方針が決定しておらないということで、ぜひこの国の予算編成方針がないことによっては、全国の市町村あるいは県等が予算編成に苦労しておるということでございます。

聞くところによると、12月の30日に最終的な平成22年度の予算の骨格を決めたいという情報も入っておるわけでございます。それを踏まえて町の予算編成に当たりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 国の予算の骨格がまだまだ定まっていな部分がありますけれども、要は、例えばこれから公共工事なり、行政側が工事をする場合に、今までですとただ単に、公共事業優先ですから、いろいろ周辺の生活環境といったものを考えながらやってきたわけです。

ただ、今後はそれだけではだめなんだということはこの景観条例で言っているんです。やはり、例えば道路整備など、生活環境の改善が目的であっても、景観保護の観点から事業の必要性を慎重に吟味してやらなくてはだめなんだということなんですけれども、そういう理解でいいんですか。町長、どうなんでしょう。この景観条例の言っている部分は。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現在の政権交代によるところの事業仕分けを見ますと、いろいろの法律が、文化財保護法とか、あと教育基本法とか、いろいろな法律があるわけです。環境基本法とか、いろいろあるわけですが、その法律そのもので今までやってきた事業を仕分けしておる、その中で廃止、凍結、減少というような仕分けをしたようでございますので、それら仕分けする事業仕分けの会議の中で、私が言う前にあの仕分けの方法を基本的な法律を基本にして仕分けするべきじゃなかったのかなと私は思っておるところでございます。

今後の対応については、やはり国の指導に基づきましてやるということでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） まだまだ不透明な部分があります。政権交代も出てきたものですから、大変な部分かなというふうに思います。また、県条例が1月から制定されるというようなことで、確かに町としても事業者に対するいろいろな教育、指導といったものも出てこようかと思っておりますので、ひとつ十分にそういったものを加味しながら今後の対応策を講じていただきたいということを申し上げまして、大きな2番の定額給付金についてに入ります。

ことしの4月、景気が冷え込む中で町民への生活支援と地域の経済対策を目的とした定額給付金の給付制度が開始されました。その実態、内容とその後の対応について伺いたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 定額給付金につきましては、景気後退下での住民生活における不安に対処するため、生活支援を行うことを目的として、あわせて広く給付することにより景気の経済対策に資するものとして事業実施されたこの定額給付金であります。

この事業については、平成21年2月1日を基準日として、住民基本台帳に記載されている者のほか、互理町定額給付金給付実施要綱に定める者を対象に、1人につき1万2,000円、ただし昭和19年2月2日以前に生まれた方は65歳ですけれども、及び平成2年2月2日以降の出生者、18歳未満については、ご案内のとおり2万円ということで給付する内容で実施いたしました。

本町における給付対象者は、1万1,213世帯でございます。人数にいたしまして3万5,864人、そして給付予定金額は総額で5億4,464万円でありました。本町では、それらの給付対象となる世帯あてに、本年の3月31日から受給者である世帯主本人が確実に申請書を受け取ることができるよう、簡易書留による郵送方式で発送をいたしました。そして、4月1日から給付に係る申請受け付けを開始し、10月1日をもって6カ月間の申請期間を終了したところでございます。

給付実績といたしましては、給付世帯数で1万1,162世帯、人数にしますと3万5,777人の町民の皆様に、総額で5億4,346万8,000円を給付し、世帯での給付率では99.5%という結果となっております。

以上が本町の実績となりますが、10月30日に総務省の定額給付金室より公表された全国の定額給付金の給付状況を見ますと、全国平均では96.6%の給付率となっており、宮城県の平均も全国平均と同数値という結果が出ております。

そのような給付状況から判断いたしますと、本町においては全国平均に比べ2.9%ほど上回っており、有効的に給付できたのではないかと考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 1番目の関係について99.5%の給付率だということで、何も申し上げることないなというふうに思います。

2点目の質問に移りたいと思いますが、給付金の給付申請のなかった町民へはど

のような対策を講じたのかということなのですが、99.5%ですから、その残りの部分、どんなことをしたのかということをお聞きしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 町といたしましては、本事業の趣旨を踏まえまして、すべての対象に給付すべく、申請書の受け付け開始以降、日々申請状況を確認しながら未申請者の把握に努め、事業を執行してまいりました。

まず初めに、申請書を送付した結果、転居先不明や不在の理由などにより郵便物が戻ってきた世帯については、住民基本台帳において最新の異動等の情報を確認の上、郵送で対応できる世帯については再送をいたし、それ以外の世帯については、職員による土曜日、日曜日の休日のほかに、平日の夜間、日中いない方もおりますので、夜間に自宅訪問を行ったところがございます。

在宅の場合には手渡しで申請書を配付させていただいたわけですが、不在であった場合については、給付対象世帯であることが確認できたものに対しては、訪問した旨の文書を郵便受けなどに投函し、対応したところがございます。

次に、町へ届け出がないため転居先のわからない世帯や生活実態のない世帯などについては、申請書をお渡しできかねた世帯もございました。しかしながら、町といたしましては最善の対応をすべく、担当課である企画財政課内や町民生活課、さらには各課の協力をいただきながら住民の異動情報等の把握に努めたところがございます。

また、さらには行政区長さんや民生委員の方々にも協力をいただきながら、転居先などの確認を行ったところがございます。

そして、手元に申請書が届いておりながら申請がなされない世帯への対応については、広報紙4月、7月号やホームページの周知はもちろん、7月下旬には未申請の204世帯に直接文書を送付し、期限内の早期に手続を行っていただくよう催促のお知らせを行ったところがございます。

おかげさまで、これらの周知を行ったことにより、申請を忘れていた世帯や申請書紛失世帯などを含めた未申請世帯への給付を行うことができたところがございます。

特に、高齢者の方々からは申請書の記入方法がわからない、あるいは添付書類である通帳の写しをとりにいけない、そして介護施設等に入所しており身動きがとれないなどのお問い合わせがあったところでございます。それらの方々に対しては、担当である企画財政課の職員が一々訪問し、一緒になって記入するなど、申請者の立場に立ったきめ細かな対応を確実に実施したところであります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 町を挙げて再送付なり民生委員の活用なり、職員を動員してそういった対策を講じてきたということでありまして、本当にご苦労さんでしたというふうに申し上げておきたいと思います。

3番目の質問に入りたいと思いますが、生活支援と地域の経済についてはどのような効果があったのかという点についてお尋ねしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、アメリカ発の金融危機、世界経済の混乱、さらには日本経済への深刻な影響が生じた今般の経済情勢は、百年に一度の経済危機、そして景気回復まで、全治3年かかると言われたわけでございます。リーマンショック、さらには現在ではドバイショックとも言われるように、さらに景気が低迷しているようでございます。

そのような状況下において、景気後退による企業の業績不振と派遣社員の解雇や給与所得の減少など、町民の皆様が日常生活に不安を抱えていることは事実であります。私自身もそう思っております。

今回実施いたしました定額給付金給付事業につきましては、町民生活に係る不安を少しでも解消することができるよう生活支援のほか、国民全員参加型の景気対策として地域の経済対策という目的もあわせ持ったものであります。本町においても定額給付金を給付したことは、一時的な給付金ではありますが、少なからず収入が増加したわけでありまして、日常生活と家計の支援となったことは明らかではなからうかと思っております。

また、地域経済への効果についても、確実に町内で消費していただける方法として、ご案内のとおり、亙理山元商工会と亙理商工協同組合ということで連携を図り

ながら、1万円で1万2,000円分となる2割増のプレミアムさざんか商品券1,000セット、1,200万円相当でございますけれども、発行、発売し、大変好評を得たと思っております。

この事業については、町から割り増し分について補助金70万円を交付し、実施されたものでございます。その結果、さざんか商品券の発行枚数と回収額を前年同期と比較した場合、450%という数字になっておるようでございます。

この結果を見ましても、地域経済への効果があったことは明らかではなかろうかと思っております。

なお、町内の大型店舗等についても、特に今回の定額給付金に合わせた特売セールそのものは実施しなかったようでございますけれども、このような景況感の中で5月から10月までの売上げが減少せず、前年同様を維持したという店舗も数多く見られたということで、町全体には大きな効果があったと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） プレミアつきの商品券、さざんか商品券が450%だと、大変喜ばしいなというふうに思っております。

町長の話ですと生活支援に役立ったのではないかなというふうなお話でしたけれども、実際に「いや、助かりました」というような町民の声というような具体的な何か聞いていますか。ありましたか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 今の小野議員さんの、多少は私は聞いておりますけれども、そんなに感謝感激という言葉にはならないと思っておりますけれども、実質2万円もらっている、子供、孫さんがいる、おじいちゃん、おばあちゃんいると8万円、あるいは中に1万2,000円ということだと10万円ぐらいもらった方は感激したようにも聞いておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 小野一雄議員。

- 1 番（小野一雄君） 今回の定額給付金、2回になるんです。恐らく例えば今後とも、一番懸念したのは、こういった制度が導入されますととかく申請しなさいということだけで、あとの追跡といいますか、フォローがおろそかになることが懸念され

ます。ということで、二度あることは三度あるということわざもありますが、例えば今後そのような制度が打ち出された場合に万全なる体制をとっていただくように主張して、私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時25分といたします。休憩。

午前11時16分 休憩

午前11時24分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

12番。佐藤 實議員、登壇。

〔12番 佐藤 實 君 登壇〕

12番（佐藤 實君） 12番、佐藤 實でございます。私は二つの質問を行います。

まず一つ目、まちづくりのために研修と参加についてということで、これからの自治体はみずからの創意と工夫によって個性豊かなまちづくりを進めなければならないと言われております。10年後には、自治体の取り組みいかんによっては、自治体間に相当の格差がつくだろうと言われております。個性豊かなまちづくりを進めるということは、新たな発想でなければならないと思います。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

1番目、まちづくりのためのアイデア募集についていかに考えておられるか、質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） それでは、佐藤 實議員の質問にお答えいたします。

本町では、皆さんもご案内のとおり、宮城県内で初の平成20年4月に亘理町まちづくり基本条例を施行し、現在協働のまちづくり計画、すなわち基本の指針、行動計画に基づき各種事業を実施しておるところでございます。

まちづくりを進めるためには、町民の参画と協働は必要不可欠であると思っております。これについては地方自治の本旨ではなかろうかと思っております。そのためにも、これからのまちづくりや地域づくりを進めるためには、人と人とのつ

なかりを大切に、新たな発想を加えながら、関連事業を推進することは大変重要なことだと思っております。

ご質問のまちづくりのためのアイデア募集につきましては、本年度から新たに二つの制度がスタートいたしました。

一つ目は、互理町まちづくり企画提案事業であります。この制度は、個性的で魅力ある地域社会を実現するため、町が新たに取り組むべき制度や事業、事務処理方法の改善、さらには経費の削減、その他まちづくりなどに関する企画提案を募集する内容であります。提案された内容につきましては、企画調整会議で検討を行い、採択された場合は町で取り組むという方向づけをいたしております。

二つ目は、互理町まちづくり団体支援事業補助金でございます。まちづくり団体への支援事業の補助金でございます。町内を活動範囲とする10人以上の団体等がみずからの企画提案により実施するまちづくり事業で、補助金の上限額、限度額と申しますが、30万円以内で交付することといたしております。提案された内容につきましては、住民代表で構成する互理町まちづくり推進委員会で検討を行うこととしております。

二つの制度とも、本年の10月の広報紙やホームページで募集を行っております。初年度ということもありまして、各種の団体から数多くの問い合わせがありました。それらの団体においては、現在実施する事業や実施時期等を検討している段階とは思いますが、今年度の募集に間に合わない場合でも、応募された団体へはこの制度を通じて積極的に支援したいと思っておりますので、多くの方々のご提案をいただきたいと思っております。

また、問い合わせの中には、これらの制度を実施するに当たり、町の姿勢に対し大変誇りに思うというご意見も寄せられ、心強く思っておるところでございます。ぜひこの制度を活用願いたいと思っております。

したがって、これらの制度を継続的に実施しながら、町民及び各種の団体などの声を町政へ反映するとともに、町政に対する参加意識の向上や各種団体の支援強化に連動させたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

1 2 番（佐藤 實君） 私も広報でこのまちづくりのアイデア募集というものを見させてい

ただいておるわけでございます。この件に関しましては大変有意義であり、かつ私の思うところでありますけれども、これに対しては若干の予算が必要かと思われませんが、私が新たに考えておるのは、まず互理町のまちづくり基本条例が施行されて、そして各種事業が展開、実施されているわけでございますが、その中でももちろん町民の方の協力なくしてはでき得るものではないと私も思っております。

しかしながら、やはり予算等々のお金のかかるものばかりがそういうまちづくりじゃないのではないかと、この件に関しましては町長の英断でいろいろと実施をして、またお金も使って募集をしているということも実質でございますので、その点は重々賞賛するわけでございますけれども、一例を挙げますけれども、極端な話が、町の職員の方々に怒られるか何かちょっとわかりませんが、一番手っ取り早い話が、職員の方々もやはりそういう発想とか、そういうものを応募するなり、そして、なおかつ、年配の方というと大変失礼な話になりますけれども、ある程度のつい最近職員になられた方とか、大体30歳以前ぐらいの方々の、そういう若い方の力あるいは言葉を吸収し、そしてまた、そういう発言の場を与えるということも一つの職員の養成の道かと思っておりますので、できればそういうことも考えておられるかどうか、町長の答弁をお願いします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） ただいまのまちづくり補助金そのものについては、ご案内のとおり30万円を限度としておりますけれども、その行政区あるいは町内会、各種団体に、やはり職員の方々もその団体に加入しながら、発想を変えながら、いろいろと職員の立場でなく一町民としてこれらに参加をしていただけるようということで、庁議の中でもお話をしておるところでございます。ぜひ職員を使っただきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 佐藤 実議員。

1 2 番（佐藤 実君） そういうふうには、私もそういう方々の協力を得ていろいろ吸収をしたいと、そうした中をそういう町の町政に反映させていただければなというふうにして今質問したわけでございますけれども、町長が前向きで考えておるということでございますので、今後ともいろいろと力添えをいただきたいと思

ます。

二つ目、まちづくり推進のための研修事項として、地域の活性化はどのようになっておるかということで質問いたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ご案内のとおり、協働のまちづくり計画、基本指針、行動計画では、まちづくり推進のための取り組みといたしまして、特に人材育成や各種の講座、講演会を開催させていただいているところでございます。

ちなみに、昨年度は財団法人宮城県地域振興センターのご協力をいただきながら、公募により町民並びに各種の団体の方々、そして町の職員を対象に、約3カ月間ではございましたけれども、受講者37人、延べ人数にいたしまして163名の参加のもと事業展開したわけでございます。

第1点として、まちづくりワークショップなどの体験、グループの討議ということでございます。第2点目が、まちづくり活動の企画の検討。そして、第3点から、これからの地域協働のまちづくりに必要な考え方や基礎的な知識とその手法などを学ぶための協働のまちづくり人材育成講座を開催いたしましたところでございます。

各種団体の人材育成につきましては、地域協働を行う上で大変重要なことと考えておるところでございます。その講座開催時における意見交換会において、出席者からはいろいろとお話があり、リーダーの育成、そしてまとめる役となる人の固定化、そして人材育成の難しさも十分お聞きしております。したがって、本年度も引き続き人材育成講座を実施することとしておりますが、地域協働の中でよりよい実践ができるよう、その体制強化を図ってまいりたいと思っております。

また、まちづくりに係る各種講座や講演会といたしましては、その専門的な立場である明治大学の政治経済学部の牛山久仁彦教授や、あるいは宮城県地域振興センターの大村虔一理事長にお願いし、これからの地方自治、協働の必要性、住民自治等についてお話をいただきました。おかげさまで、町民の皆様とともに知識を深めるとともに、協働の担い手の発掘や意識啓発を図ることができました。

そして、さらには、町民と行政との情報の共有化を図るため、亘理町まちづくり出前講座を平成20年11月より制度化しております。安全・安心、保健福祉、まちづ

くりなど、行政の各分野において33のメニューを設け、スタートいたしました。各種団体の会合等に各担当課がお伺いし、行政の情報の提供と共有を図りながら意見交換を行い、大変この講座については好評をいただいております。

ご質問のまちづくり推進の研修事項としては、現在、以上のような取り組みを行っております。地域活性化につきましては、これらを踏まえ、多くの町民皆様方のまちづくりへの参加が必要でございます。したがって、このような参加機会を提供し、地域の実情に応じ、町民力と地域力、さらには地域資源を生かしながら、それぞれの地域を支援できる体制を構築し、地域活性化を図ってまいりたいと思っておりますので、ぜひ町民の方々のご理解とご協力をお願いいたしたいと思っておりますのでございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） まちづくりのためにいろいろ大学の先生あるいは地域振興センターの理事長さんなどを呼んで、いろいろこうして勉強会をしておるということですが、やはり、そういう中でも、なるべくお金のかからない方法ということで私は常に頭に入っておるものですから、そういう形であるのもこれもまた一つの策であり、かつ、私の申し上げたいことは、まちづくり活性化のために、また職員の方々という形になりますけれども、この場合も職員の養成あわせてそういうまちづくりのための派遣とか、そういうような研修をさせるというのも一つの策かなと思いますので、その点も今後考慮に入れながら進めていっていただきたいと思います。

3点目に入ります。

産業活性化推進のための研修事業として、地場産業、地産地消と人材育成についてお尋ねいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 本町における地場産業といたしましては、基幹産業であります農業、そして水産業が挙げられます。農業については、水稻を主要作物といたしまして、ご案内のとおりイチゴ、リンゴ、花卉、軟弱野菜等が栽培され、複合経営を図っております。水産業についても、ご案内のとおり、ノリを初めとするカレイ類、鮭、ホッキ類などの水揚げが多くなっております。両産業とも経営の安定を図るた

め、品質改良や栽培方法、人材、後継者育成等の研修については、それぞれ農協さん、漁協さんにおいて研さんを積んでおるところでございます。

また、地産地消の事業といたしましては、米粉、大豆、イチゴを使った料理講習事業を行い、農産加工に携わる方や一般消費者を対象に、米粉や大豆を家庭料理に取り入れることができる方法を学ぶ料理講習会を行っております。

先日開催いたしました第11回の生き生き大賞、要するに地場産品を使った料理の提供でございますけれども、この生き生き大賞には15点中4点がイチゴにちなんだ製品、2点がリンゴにちなんだ製品、2点のはらこ飯にちなんだ製品でありました。その中で、今回グランプリに選ばれたのは、イチゴの生キャラメルがグランプリ賞品が当選されたということでございます。

また、10月からは鮭が解禁になるので、はらこ飯の料理講習会が各公民館を利用して開催されておりますが、はらこ飯の宣伝・PRのため、12月5日に試合のありましたサッカーJ2のベガルタ仙台の最終戦に私もお案内をいただきました。そして、亘理町のはらこ飯、700箱です。1時間で販売が終わりました。2,000個、3,000個持っていてもよかったのかなと思いますけれども、なかなか朝3時にわたり温泉の方で料理をつくって、6時に出発したということから、亘理町の名物であるはらこ飯をぜひ提供してくださいということで精いっぱい努力し、そのために私も主賓席で観覧をさせていただきました。来年ははらこ飯だけでなく、イチゴも、あるいはリンゴとか、そういう地場産品を持って行って、亘理町のPRをさらに深めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 実議員。

12番（佐藤 実君） 私もその点についてはお聞きしております。たまたま町長さんと会合があって、そのときに帰りしなにあすこういうわけで700ほど持っていくんだという、何か大変前日から準備するというような、そういう手づくりのものを提供しているということも、これも一つの地産地消あるいは地場産業の一環かなと感じて、また進めていってもらっているということを感じておるわけでございますけれども、こういう中でいろいろと今後地場の地消のために、やはりいろいろな面で、ソフト面もいろいろあるかと思っておりますけれども、そういう地場のものを優先に、そして、まずもって地元でそういうものを消費して、その消費の

拡大を各地域にPRするというような方法を考えれば、またさらにそういうふうな形になるのかなと思っておるところでございます。

なお、今年度もまた11回目の生き生き大賞の審査会があったようでございますけれども、それにもやはりなと思うようなイチゴが出てきて、そしてグランプリをとったと。大変喜ばしい、地産地消の第一原点にあるのかなと思っております。こういうこともどんどん進めていって、なるべくお金をかけないでそういう事業を展開するということがまずもって長続きのもとではないかと思っておりますので、その点も組み入れながら今後行政に携わっていただきたいと思っております。

なお、この点について、その後関係団体などのいろいろな研修を行っておるということもございますけれども、もし参考で何か商工会とか、そういうものでこういう事業をやっているなんていうようなことがありましたら、お示し願いたいと思っております。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 商工会あるいは農協さん、漁業協同組合さん、やはり町の産業の核たるものでございますので、これらの方々とも、きのうも亘理山元商工会さん、そして漁業協同組合さんは先月、そして来週には農協さんの幹部の方々とも懇談会を開きながら、いろいろと講習会あるいはこういう地場産品のこれらの問題、さらにはご案内のとおり、先ほど申し上げた事業仕分けによる各事業の問題、農協さんにおきましては特に農業者の戸別所得補償の問題等々もあります。いろいろと今回の仕分けによりまして、農協さん、漁業協同組合さん、商工会さん、いろいろの補助対象が廃止、凍結、見直しと。

特に、町といたしまして一番懸念しているのは、地方交付税の交付金でございます。これについては、本年度は23億円の予算編成をしておりますけれども、果たして来年度はどのくらいの予算を確保できるのかということが一番懸念されておるわけでございます。

現在のところ、直接亘理町にこの事業仕分けによって影響する項目が約10件ほどあるやに見受けられます。これらについても、今後、県を通じて国に対しまして現状維持もしくはそれ以上の補助金、そして、農政関係が特にひどいようでございます。土地改良区の改良の補助の問題、そして、ご案内のとおり平成19年から始まり

ました農地・水・環境保全事業、これについても削減ということでございますし、また、シルバー人材の補助金も、以前の話では廃止ということでございましたけれども、現在のところ3分の1に減額ということが示されておるようでございます。

それらの対応についても、今後、県を通して国に対して強く要望して、町民のニーズにこたえる事務事業を執行してまいりたいと思いますので、今後の国の施策を見守りながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） そういう今町長さんがお話ししたようなことを懸念して、私もお金のかからない方法ということで何度も言ってきておるわけでございますけれども、やはりそういうようなものでございますので、今後ともいろいろと検討されますようお願いするわけでございます。

なお、ちなみに、あすは荒浜の公民館祭りでやはりそういうような地場産品とか、そういう各ボランティアの方々の発表みたいなものもやるようでございますけれども、そういうことでいろいろ各地区ごと、町おこし、あるいはそういうようなことをやっておるようでございます。今後ともそういうところに力をかけていただきたいと思っております。

続いて、4点目に入ります。

文化・スポーツ推進のための研修事業として、新たな文化の創造とスポーツ指導者育成についてということでお伺いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 教育委員会部局が所属しますので、教育長の方から答弁をいただきます。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、佐藤議員にお答えいたします。

新たな文化の創造につきまして、研修事業ではございませんが、今年度新たな取り組みとしまして町民音楽祭を開いたわけでございますが、これについて述べさせていただきます。

昨年度までの音楽祭は、町内外で顕著な活動をしている団体を町内施設にお呼びし、演奏等を拝聴するなど講演的な催しでしたので、より町民と触れ合い、活動

者同士も交流できる形での催しにするため、活動者自身が委員となる実行委員会を立ち上げました。そして、その方々で音楽祭の持ち方や当日の役割分担を決めていただき、実施することができました。

現在もその方々の連携が図られており、次年度以降もより多くの音楽活動者が参加できるような催しにしていきたいと意気込んでおりますので、教育委員会といたしましても積極的に支援をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

また、去る12月6日日曜日、ちょうど1週間前になりますけれども、亘理町農村環境改善センターにおいて開催されましたクリスマスジョイントコンサートにつきましては、町レクリエーション協会が主体となり実施しているもので、レクリエーションダンスと音楽コンサートとを組み合わせました。

ことは、全日本ギターコンクール合奏部門学校の部で4連覇を果たしました大河原商業高等学校をお呼びし行われたもので、日本一の腕前に拝聴された町民は深い感銘を受けていたようでございました。これも文化活動の一例となります。このような文化活動にも教育委員会といたしまして今後も積極的に支援してまいりたいと思っておりますのでございます。

次に、郷土資料館で開催している「ものしり大学院」でございしますが、亘理の歴史と文化を学ぶことにより、歴史の知識と教養を深め、これからのまちづくりを考えていただきたいとの思いで開催しており、毎回100人程度の受講者がおられますので、その方々が地域に戻り、まちづくりに活躍していただければと願っておりますのでございます。

なお、亘理町には町内61団体で組織しております芸術文化協会があり、会員約2,000人がそれぞれの団体で芸術文化の振興に努めているところであり、教育委員会といたしましても支援しております。また、生涯学習課及び各公民館においては、青少年教育から成人教育まで53の事業の講座等を開催し、町民が学習する機会の提供に努めているところでございます。

今後とも、町民が何を求めているのかを十分把握しながら、新たな文化の創造に向け、学習機会の提供と学習活動等の支援に努めてまいりたいと思っております。

次に、スポーツ推進のための指導者育成でございしますが、町内にはスポーツ11種

目で27団体が組織するスポーツ少年団があります。また、町内20団体が組織する体育協会もあり、そして、町が委嘱している体育指導員は19名がおります。それぞれの組織で技術向上などの研修を行っておりますし、その三者の指導者等でスポーツ指導者協議会を組織し、お互いの情報交換や研修も実施しているところでございます。教育委員会といたしましても、組織の事務局支援や事業実施に協力するなど、スポーツ振興に深くかかわっているところでございます。

ただ、若干残念なところは、若年層の指導者を育成することが課題となっているところでございます。その課題解決に向け、今現在真剣に取り組んでいるところでございます。スポーツ振興には指導者の存在が大きいものがございますので、今後とも指導者育成に努めてまいりたいと思っているところでございます。

また、今年度亘理小学校西校庭と鳥の海陸上競技場を芝生化しましたので、これを大いに活用しながら、スポーツ振興を図ってまいりたいと思っております。スポーツの振興には指導者の存在が大きいものがございますので、今後とも指導者育成に全力を傾注していきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤 実議員。

12番（佐藤 実君） 今のこのスポーツ指導者あるいは文化の創造のための指導者育成ということで教育長の方から答弁いただいたわけでございますけれども、やはり何といたしても、先ほど町長が観覧席で行ってきたベガルタ、スポーツ、要するにサッカーです。そういうようなことも、あえて、やはり指導者のもとでいろいろなそういう、力のある指導者がいればある程度のものになっていくのかなというふうに痛感させられておるわけでございますので、できればやはりそういう若年層の指導者が足りないというんじゃなくて、計画的にそういう指導者育成の段階的に育てていく、あるいはそういうような規則などを制定しながらやっていければ、順次その年代層にいったときにそういう方々を選ぶこともできるんじゃないかなというふうに思っています。いろいろな事業計画とか活動計画などを適切な計画によって実施されるような規則を設ければ、なおさらそういう面で活用できるのかなというふうに思いますので、できればそういうところに進んでいきたいなと思いますけれども、教育長としては今後の考えはいかに思っておるか。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 今佐藤議員さんから御指摘のあったとおりでございます、やはりスポーツの振興を図るためには指導者の育成というものが前提になるわけでございますので、その辺を将来を見越して計画的に検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 今後とも検討課題に、そしてよい子供たちを育て、そして、スポーツのいろいろな施設などにお金がかかっておるんでありますので、そういう点も利活用のいい方向に進めていっていただきたいと要望します。

続いて、2番目の薬物乱用防止についてお尋ねいたします。

ただいまマスコミ等で報道されている薬物乱用についてお伺いいたします。

本町においては問題ないと思いますが、麻薬、覚醒剤の恐ろしさは、一度使用すれば体も精神ももとに戻れない薬物であります。大人はもちろんですが、子供のころから教えておかなければならないことだと思います。本町の小中学校における指導と教育の中でどのように取り組んでおるのか、お伺いいたします。

なお、これに関しましては私は1番、2番と番号を振ってありますけれども、これはまとめて一括答弁されてもよろしいので、ひとつその点で答弁をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） それでは、薬物乱用防止等についてお答えを申し上げたいというふうに思います。

まず初めに、当町の児童生徒における薬物の違反は一度もないということをご報告申し上げておきたいというふうに思います。

各学校の薬物乱用防止に関する取り組みについて若干ご説明申し上げたいというふうに思っております。

薬物乱用対策推進本部が平成20年8月に策定した第3次薬物乱用防止五カ年戦略に基づきまして、小学校においては主に5、6年生を対象に、体育の時間あるいは道徳の時間において、中学校においては保健体育等で、健康に関する総合的な課題として取り組んでおります。

内容的には、薬物乱用とはどのようなものか、薬物乱用によって生じる身体、精神の異常や薬物乱用が犯罪であること、さらには、なぜ薬物乱用をしてしまうのか、主にそのきっかけと薬物乱用への断り方を中心に、薬物乱用をしないための心構え等について具体的にビデオあるいはパンフレット等を利用して指導しているところがございます。

また、保護者への薬物乱用防止のパンフレット等の配付や各学校において教員の薬物乱用防止指導者講習会への参加、及び警察署員や県から委嘱されております薬物乱用防止指導員、衛生部局の担当者等を招いて薬物乱用防止の教室開催等、薬物乱用防止の指導・教育の充実強化を図っているところがございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） この薬物問題については、かなり本当に小中学校で問題視するのもよしあしかなど。教えなくてはならない、ただ教え方によっては逆効果を招くということも私は聞いたり見たりしておるわけでございますけれども、その中で、やはり学校の、我が互理町では全然そういう薬物事犯に対してはないということで断言していただいたので安心しておるところでございますけれども、しかし、やはり他地区の学校でありますけれども、保健体育の先生を対象にいろいろ中学校ではそういう先生方が指導的立場において子供たちを教育していく。

ただ、小学校になると、先生方は保健体育じゃなくて、やはり養護教諭という先生がおって、そういう指導をしているということも聞いております。ただ、その養護の先生がその取り組みによっては本気になってそれに取り組んでいるのか、いないのかということもありますので、そういう点も教育長が留意されて、そういう学校に指示あるいは先生に指導という立場でいろいろ進めていただければなと思います。

なお、中学校においても健康に関する総括的な課題として取り組んでおるようでございますが、やはり、授業や教室開催においてももう少しどのように展開されるのか、教育長さんの回答をお願いしたいと思います。

議長（岩佐信一君） 教育長。

教育長（岩城敏男君） 薬物乱用防止等についての防止教室、児童生徒に啓発活動という

か、そういうようなことで、各学校ともやっているわけですが、ここでちょっとだけどんな内容で、特に小学校でどんな内容なのかご説明申し上げたいというふうに思います。

5、6年生、先ほどお話し申し上げたとおりなんですが、一応テーマが「薬物の誘いははっきり断ろう」という、まず大きなテーマがございまして、その授業のねらいは薬物の害を知る、小学校段階ですのでまず薬物の害を知る。二つ目が、薬物乱用を誘われたときにどう断るか、そういう心構えです。

そういうふうなねらいで、まず授業が始まる前については使ってはいけない薬物にはどんなものがあるかというようなものを子供なりに知っているものを挙げさせるわけですが、使ってはいけない薬物の種類とか薬物乱用とか。マスコミ等で結構近ごろ大分話題になっておりますので、子供たちもそれに関しては非常に関心を示しているのではないかなというふうに思っております。

第2番目に入ると、薬物には依存性があるんだよと、1回使うともうそれに頼ってしまうというふうなことを子供たちにしっかりと認識させる。

3番目に、そういう依存性があるものだから、そういう怖いものだということを十分認識させて、そういう誘いがあった場合きっぱりと断る、はっきり断るというふうなこと。

最後にまとめとして、薬物には依存性があるとか、あるいは身体、精神、社会にも大きな影響を与えると。最後には薬物はぜったいだめというふうなまとめ方で、大体こういうふうな流れを授業としてやっているところでございます。中学校になるともっと高度になりますけれども、薬物乱用って何とかということで、最後には薬物乱用は犯罪行為なんだと、中学校だともうその辺までは触れて、小学校の一部でもそういうことに触れますけれども、特にフラッシュバックというふうな特別な言葉がございましてけれども、そういうふうなことを中学校なりの発達段階でしっかりと認識させる。そういう授業をやっているところでございます。以上です。

議長（岩佐信一君） 佐藤 實議員。

12番（佐藤 實君） 私のところにもいろいろ、そういう学校でやった感想文とか何か、そういうものも聞いておるわけですが、やはり冒頭に申し上げた

ように、子供に対してのよしあしというより薬物乱用の教育の難しさということをお話ししましたがけれども、これは眠った子を起こすような状態になってもまずいと、これが私たち大人が注意しなければならない、そして感想文の中にも私はちょっと気になったことが、どこで手に入るのというような感想文も入っていました。こういうことが大変興味津々というか、興味を持ってそういうふう聞いておられると、逆に「じゃあ」というような形になると困るので、やはり今申し上げましたように眠った子を起こさないような方法で教育しなければならないということで、難しいばかりを言っているんじゃないで、難しいからそれを徹底して、今マスコミで騒がれているような、あういう犯罪につながらないような方法を教育に用いていただければ薬物乱用防止にもつながっていくのかなというふうに思いますので、それを含めて今後いろいろと教育に進めていただきたいと思います。以上をもって私の質問を終わります。

議長（岩佐信一君） これをもって佐藤 實議員の質問を終結いたします。

次に、8番。安藤美重子議員、登壇。

〔8番 安藤美重子君 登壇〕

8番（安藤美重子君） 8番 安藤美重子です。私は2問について質問をいたします。

第1問目。国民健康保険税についてでございます。

国民健康保険税は、平成19年度に税込だけでは間に合わない、また基金を取り崩しただけでももう間に合わない、基金も残り少なくなってきましたということで値上げをいたしました。そして、平成20年度は後期高齢者医療制度ができましたので、そちらの方の支援等もありまして、値上げをいたしました。

また、今年度、平成21年度は医療費の伸びが税込、また基金の取り崩しでは間に合わないということから値上げ案が提出されましたが、当局側の運営のやり方と、それから議会側の意見の合意がちょっとできなくて、平成20年度のままの税率で今現在来ているわけでございます。

当然予想では不足するということが前提でございましたので、このままの状態であれば平成21年度は大幅な財源の不足が懸念されるわけでございます。今現在といたしまして、ここには支障はないのかと書きましたけれども、支障があると思いますので、今現在このままでいけばどういう状態になるのかをまずもってお尋

ねいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） まずもって、高齢化が進み、医療費は年々増加し、国民健康保険財政は厳しさを増しております。医療費がふえれば国民健康保険の保険給付費も増加し、当然ながらそれに見合った財源の確保が必要になってきます。ほかの会計、一般会計を初めとする会計では歳入に合わせて歳出の予算を組みますが、国民健康保険特別会計におきましては、歳出の必要額に合わせて歳入を組むという大きな違いがございます。ご理解願いたいと思います。それは、国民健康保険特別会計の支出の大半が医療費であることから、収入が足りないといって支出を削減することができないということでございます。

そのようなことから、平成21年度の予算編成に当たりまして、現行税率では不足が生じることが見込まれるため、税率の改正を提案いたしました。結果的には税率の改正ができなかったため、医療費の伸びも重なって、平成21年度中の医療費を給付できない見込みとなっております。国民健康保険事業の運営には大きな支障が来しておるということでございます。

国民健康保険事業は、先ほど申し上げましたとおり、支出が財源事情によって削減できないのみでなく、保険税が年1回の決定であり、年度途中での改正は一度確定した税額を変更することになり、納税者への混乱を招くため、よほどのことがない限り修正が難しい事情があります。

平成20年度までは不足分を国民健康保険財政調整基金から取り崩しして補ってまいりましたが、基金も少なく、平成21年度は基金で不足分を補い切れない状況となっております。現時点では歳入の不足分は約2億円超となる見込みであり、これを埋めるため、現在県と調整をとっております。その内容を申し上げますと、国民健康保険広域化支援基金という県の広域化の基金があるわけでございますけれども、その保険財政自立支援事業により借り入れる準備を進めておるところであります。

今後は、県からの借り入れの見込みができ次第、補正予算を編成し、議会に提案させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ただいま町長の方から不足するであろうという金額が2億円というふうに提示されました。この2億円の不足分を県の方をお願いして借入を申し込んでいると。そういたしますと、この借入を申し込んで、借入れられるような状況に向かっているのでしょうか。それとも、ちょっとそれはなかなかできないんじゃないかというふうになっているのか。前向きな方向で進んでいるかどうかということをお尋ねいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この件につきましては、県の広域の方々と担当課長が今接触しているわけでございます。現在のところ、この県の基金も少額になっておるということも聞いております。さらには、亘理町だけでなく、2町村ぐらいほかの市町村も税率改正はしたんですけれども、医療費の伸びによって赤字会計になるという町村がほかの2町村があるようございまして、今亘理町におきましてもいろいろとこれから私なども行動を起こしながら、ぜひ不足分、最終的にはわかり次第臨時会をして、医療費を支払うことができなくなりますと医療機関に迷惑をかけるということになりますので、その内容、額等について県と調整をし、その際には臨時会、1月になるか2月になるか、できるだけ早目に臨時会を対応しなければ医療費の支払いができなくなる状況にあるということでございます。

今後、できるだけ借入をするという形で持っていきたいと思っております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 県からのこの借入が可能になった場合、その利息、それから借入の返済というのはどのような状況になるのでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 担当課長に。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） その借入の内容でございますけれども、今年度の貸付分から内容が変更になるというふうなことです。その変更後の内容でご説明させていただきます。1年据え置き5年償還、均等払いです。な

お、利子につきましては無利子というふうなことでの借り入れでございます。

あと、先ほど来町長の方が答弁申し上げておりますが、現在のところ借り入れが可能な方向で最終的な調整というふうなことで、ほかの町村もございますので、そちらの方で現在進めておりまして、年明けぐらいにはわかるというふうなことで現在進んでおります。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 1年据え置き、5年返済、均等払い、そして無利子ということですね。無利子ということは大変ありがたいことなものですから、ぜひともこちらの方から借り入れをしていただきますように努力をしていただきたいと思います。

2番目の質問に移ります。

平成21年度はこのような状況で2億円が足りない。そういたしますと、平成21年度のこの不況の状況において、平成22年度の税収もかなり落ち込みが予想されるのではないかと思います。そういたしますと、平成21年度分の不足分を埋め合わせるため、それから平成22年度の税収確保ということになりますと、来年度はまた大きな値上げ、負担増になるということが懸念されますけれども、そのことについてはどのようにお考えになっているか、そしてまた、どのように対応をなされているのかをお聞かせいただきます。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 平成22年度の国民健康保険税に対する影響はということでございますけれども、国民健康保険税そのものについては先ほど申し上げたとおり、医療費の支出額を積算して、支出総額から国の補助金、そして法に基づく町からの繰り出しもあるわけでございます。それらを差し引いた内容が国民健康保険税という形になるわけでございますけれども、今安藤議員さんが申されたとおり、平成22年度は平成21年度の収入不足を借り入れ等した場合の借り入れの今言った返済の分、さらには平成22年度の医療費の伸びも勘案しなければならないと思っております。

そうなりますと、大幅な支出額が見込まれ、それに伴って国民健康保険税に求める額も大きくなり、国民健康保険税率の改正は大幅な改正が必要になると思っております。

国民健康保険は万が一の病気あるいはけがの際に安心して医療が受けられるというように、被保険者がふだんから保険料を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う医療保険でございます。これらについては十分ご承知かと思えます。そういうことから、安定した国民健康保険事業運営のためには、議員の皆さんを初め、国民健康保険の加入者の皆様のご理解とご協力なくしては平成22年度の国民健康保険財政がさらに厳しくなると思っておるところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ただいまの町長のお話を伺うに、平成22年度の値上げ幅というのはかなり大きなものになるのではないかというふうに考えられるわけでございますけれども、その国民健康保険税の仕組み、これだけ不足になるんだ、どうしたら医療給付を少なくするようにするのかということをも町全体でやはり考えていかなければいけない状況にあると思えます。

それで、（3）の質問に入るわけですが、この保険税について加入者の皆さんに対してはどのようにこれから説明をしていかれるのか。前回のときにもお話がありまして、保険税に対する基準値は3月の所得税の申告、そして4月、5月となって初めて基準値が決まって、6月に暫定で1カ月間だけちょうだいすると。残りの分は7月から3月までの9カ月間で調整を行うというようなお話を伺いました。当然平成21年度も同じ方法だと思いますけれども、この短期間で税率が大幅に上がるということについての心構え、それから町民の皆さんに対しても周知を徹底しなければいけないですし、また、私たち一人一人の医療費に対する意識についても町の方からの十分な説明が必要と思われまますので、その辺についてはどのような対策もしくは説明方法を考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） まずもって、平成21年度の国民健康保険税の改正そのものについては、議員の方々ご案内のとおり、昨年度に対しまして14.9%、改正率ということでご説明を申し上げたところでございます。それが改正に至らなかったということで、さらに平成22年度についても、ご案内のとおり平成21年度が県から2億円借りる、その返済、1年据え置きですから平成23年度からの償還ということになりま

す。そういうことから、やはり国民健康保険そのものの加入者は亙理町の全体の人口から約3分の1だということも十分理解していただかねばならないということでございます。

そこで、ただいまの加入者に対する説明は十分かということでございますけれども、ただいま安藤議員さんから言われたとおり、毎年6月に暫定税率、そして7月に本算定ということで納付書を発行させていただいているところでございます。この際には、やはり今回の国民健康保険のお知らせということでチラシを作成し、国民健康保険税に関する記事を掲載するとともに、国民健康保険税の税率を改正した年には町の広報紙やホームページ等での周知を行っておるところでございます。

今後も、税情報のみならず、国民健康保険のしくみ、制度、現況、財政状況を町の広報紙、ホームページを活用し、情報を発信しながら加入者の国民健康保険への認識を深めていただけるよう、さらに努めてまいりたいと思っておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8番（安藤美重子君） 今伺っておりますと、紙面、チラシとかホームページとか、そういう活字を媒体としての周知というふうに伺ったんですけれども、例えば口頭で説明会を行うとか、何かそういうようなことはなさっていく予定はないのでしょうか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま申し上げたとおり、3万5,700人の町民のうち3分の1が国民健康保険加入者。そのほかは社会保険、共済保険とかということで、3分の2が国民健康保険以外の状況であると。そして、これらの説明会そのものについてのお話でございますけれども、税に対する説明会というのはどの市町村でも国民健康保険だけでなく、町民税だの固定資産税、いずれも説明会といって、そういう説明をすれば必ず賛成という人はないと思います。内容的な説明だけを説明していかげなものか。

やはり、その場合については税の額の問題とか、それを説明することによって理解をいただければいいんですけれども、その4カ所、例えば地区ごとにやった場合でも、果たして町民の方々が国民健康保険税の改正に伴う説明会ということで、開

催してもよろしいですけれども、それらの内容を理解できるかどうか、説明会によって例えば改正に反対と。その場合、100%反対と出ると私は思っております。

そういうことから、やはり制度的な内容についてはあくまでも皆さんが医療費がかかる場合についてかけ持ち医療をかけないということ、そして、町の方でも十分お願いしたい特定健診、皆さんが事前に受けてもらいたい。そうすることによって医療費も削減されると。1人で1回手術をすると500万円とか400万円とかかかる。心臓病、脳の場合とか、いろいろあるわけでございます。それらを防ぐためには特定健診をぜひきょう傍聴の方々にもお願いしたいんですけれども、予防健診を受けてもらおうと。特に議員の方々にもお願いしたいと思っております。やはり、これを受けることによって医療費が下がることによって税金も下がるということが、この国民健康保険の使命でございます。

そういうことから、平成21年の改正をしなかったことによって町民に対する負担が大きくなる。1回足を踏み外すという状況になるということでございますので、議員の方々、ぜひこの辺十分承知願いたいと思うところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 加入者に対しての説明、説明会とまではいかないまでも、例えばいろいろな会合のときにそういう健診を受けましょうとか、それから、重複とか、そういうことではなくて、早期発見・早期治療というようなことをお声かけをしていただけるようにとか、そういうことをもうちょっと町長が今おっしゃったように、重い説明会とかじゃなくて、いろいろな会で町長はごあいさつをなさる機会も多々ありますし、また、いろいろなところでいろいろな団体の方々とお話し合いをすることもありますので、一応3分の1の方が入っているということは、平日に来られる方は大体国民健康保険に加入されていらっしゃる方と私は思うんです。

ですから、そういうときにやんわりと健診を受けましょうとか、大変なんですよというようなことをお話をしていただければなというふうに思われますので、その辺のことについてご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この点については、先日庁議の中で担当課長には事前にお話ししておりますけれども、いずれの会議の際にもちょっとしたチラシ、国民健康保険とは何ぞやということ、あるいは特定健診のちょっとわかるようなチラシを配りながら、どんな会合に行っても、私の会合あるいは担当課長、どこの会に行ってもこの国民健康保険の目的、趣旨、財源はこうなるんだと簡単に説明することを指示しております。これからそういう体制で来年早々から始めてまいりたいと思っております。以上です。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 来年そうそうと言わず、時あるときからお願いしたいと思いません。

そこで、ここで一つお願いなんですけれども、医療費がかかり過ぎます。これからは少子高齢化で高齢の方がますますふえます。それから、いろいろなところに重複受診をすることによってかかります。「大変なんだ、大変なんだ」という、その大変な思いが強くなり過ぎて、説明を受ける側の方たちにとって余り重く押しつけるようなやり方だけではできればしないでいただきたい。（「医者にかからないということだね」の声あり）ということです。

というのは、若干そういう話が聞こえてくるんです。「医療費が大変だ、大変だと、私たちに医者にかかるなど言うのか」というような感じの受けとめ方をされる方も中にいらっしゃいます。そして、職員の方は職務に非常に熱心であるがために言葉がちよっときつくなったりするということもあるのかもしれないので、そういうところをちょっと注意して、やんわりとソフトにお願いしたいと思います。

そこで、4番目のことなんですけれども、もう財政調整基金がほとんどなくなっている状態ですよね。平成20年度のものを見ましても、財政調整基金が6,000万円くらいでしたか、繰越額、非常に少なくなっているんですけれども、たくさんあればあるに越したことはないと思いますけれども、町としてはこれくらいの残高になったらもう、今も危険信号だとは思いますが、その危険の危険のレッドカードぐらいのところはいかほどと思われているのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 危険ではないんです。既がないんです。ということでございます。

国の基準では年平均の3カ月分と言われております。その5%。そういたしますと、約1億2,000万円。県の基準ですと10%。と申しますと2億4,000万円ということでございます。現在の平成21年度の基金保有額は0円でございます。今後は、やはりこれからも平成22年度の国民健康保険財政の確立のためには、やはり税の改正だけでなく、先ほど来お話しのとおり医療費の抑止というか、かからない、そして健全財政を守っていきたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ゼロですか。

5番目の質問に入ります。年々増加する医療費に対して、一般会計から今現在の若干の補助はされていると思えますけれども、一般会計の方から繰り出しをするというふうなお考え、前回町長はありませんというふうにお答えになっていらっしゃいました。

今、人口が3万5,700人として、国民健康保険に加入されている方は1万500人ぐらいの方がいらっしゃるわけですね。本当に3分の1の方が入られていらっしゃいます。そのほかに後期高齢者医療制度に入られている方もいらっしゃるわけですね。もう3分の1よりも国民健康保険に加入されている方がいらっしゃるわけですから、どうでしょうか。緊急事態で、例えば3カ年だけ一般会計から臨時的な、一時的な措置というふうな形で一般会計から補助をするというふうなお考えはないかどうか伺います。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 医療費に対して一般会計からの繰り出しはいかがかということでございます。

3分の2の方々はおのおのの職場、勤務先においてそれなりの保険税を納めておるわけでございます。そして、さらには、町民税、固定資産税、いろいろな税もその方々が町民の方々一緒に国民健康保険と同様納めておると。3分の2の方々から二重に保険税を徴収する形になるのではなかろうかと、それらのご理解をいただけるか、これらについても町民に知らせる手だてがないということです。3分の2の方々。社会保険とか共済保険。一々通知するわけにいかないと思います。その経費

が膨大にかかるし。あくまでも町長の姿勢と議会との対応にならざるを得ないのかなと思っておるところでございます。

そういうことから、国民健康保険税は前々から私が説明している目的税であるということです。一般会計とかほかの会計と全然違うんだと。その辺がもう少しご理解をいただきたいということでございます。そして、この目的税という性格上、やはり公平性、平等性の観点からも、ほかの医療保険加入者に、要するに社会保険とか共済保険に負担を求めるということになるわけでございます。

今のところ、やはりこの制度を1回崩すと毎年継続的になるのではなかろうかと思っております。若干ほかの市町村でも一般会計からの繰り入れということでやっている市町村がありますけれども、それは毎年値上げしておいての不足分、医療費の伸びによって最終的に不足した場合の繰り入れはしておりませんが、互理町の場合については改正をしなくて財源が不足したんだと。

そういうことから、県の借り入れについても一つ危惧をされると思います。上げていても今回は医療費が上がったので借り入れをお願いするということでもありますけれども、互理町の場合事情が違くと。上げないでにおいて、上げる道も上げないでにおいて借り入れると。そういうハンディキャップがほかの市町村と違うということも考えております。

しかしながら、今の国民健康保険会計そのものについては本当に財政状況は先ほど言ったようにゼロ、そして、1年間値上げしなかったことによってさらに厳しくなるということも考え合わせますと、これからやはり町民の負担ばかりを考えることなく、議会の方々の理解をいただければ何らかの方策も検討しなければならないのではないかなと思っております。そういうことで現在のところ考えておるところでございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 社会保険に入っている方、それからそういう方たちもたくさんいらっしゃると思います。でも、いずれ定年退職になった時点でほとんどの方が国民健康保険に入られるわけですね。そして、社会保険に今入っていらっしゃる方は職をお持ちであって、そして、安定しているかどうか100%とは言えませんが、収入の道がしっかりと確保されている方たちであります。

そういたしますと、相互扶助という考えからすれば、若干の一般会計からの補助ということも考えられるのではないかと。いずれ自分たちも国民健康保険に入らなければならないということを考えれば、そういうことも考えられるのではないかなというふうに思われるんです。

できるだけ、これは議会が協力しなかったというようなおっしゃい方ですけども、そこまでその思いが伝わらなかった、伝えられなかったということについても、やはり若干の何かはあるのではないかなというふうに私は思います。なので、そこら辺のところをぜひいい方向、何とか、大変なことはわかります。私たちだって値上げをされれば困るというのはそのとおりですし、でもお金がなければ維持できないということも確かにそのとおりなんですけれども、何とかいい方向に持っていかれるように、より一層の努力を期待いたします。

2問目に移ります。

常磐自動車道の（「もう1回答弁します、今の件で」の声あり）わかりました。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 将来、民間会社に勤めている方が国民健康保険に入るから理解できるんでないかと。これは違うと思います。現時点で、議員の中でも会社を設立して、その中から負担している方、何人か数えると私はわかりますけれども、そういう方もおります。やはり、将来国民健康保険に入るから一般会計から出してもいいんだというのは正当な理由にはならないのかなと思っております。

しかし、このようになった結果、町の説明が不十分であったように言われたようでございますけれども、これは議会としての責任も私は考えておるわけでございます。どうあるべきかと。そうでしょう。皆さん方が改正に対してゴーサインしていただけなかったことによって、後で町民が困る。お医者さんに行きたくても町が医療費がなくなるとは払えないんだということでは困りますので、これについてやはり、今言っただけでなく、前々からの国民健康保険税、皆さんご案内のとおり昭和34年からの制度でございます。そういうことも十分考えていただきながら、いずれの事案についても十分吟味して判断していただければ、今後の町行財政運営は大変になるのではなかろうかと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 確かに、いずれ国民健康保険に入るからというのは正当な理由にはならないかもしれませんが、そういう考え方もある。そして、この国民健康保険については制度的な問題もかなりあるわけですね。一概に個々の町だけで解決できるものではないかもしれません。国全体として考えなければいけないことも若干あると思いますし、世の中の景気状況にもよりますので、一概にこれが原因だということは一つには言えなくて、いろいろな複合的な原因が絡まっていたのだと思います。

でも、やはり私たちは国民健康保険、国民皆保険、みんなが保険に加入しているために安心してお医者さんにもかかれるわけですし、健康で豊かな生活を最低限送られるということになりますので、そのところを十分私たちももちろん勉強もしますし、どうしたらいいかということも考えますので、みんなで考えていくようにしなければいけないと思います。（「安藤さんは社会保険だからね」の声あり）そういう問題ではありません。

それでは、2問目の常磐自動車道の休憩施設等の設置についてお伺いいたします。

常磐自動車道の休憩施設等の設置について。長い間待ち望んでいました常磐自動車道の亘理山元間が、当初の予定よりも若干早く、9月12日午後3時から開通いたしました。仙台近郊の観光やビジネスのアクセスが向上するとともに、また、医療の高度化などを支援する暮らしを支えることも可能になってきています。仙台的の病院まで若干短縮した時間で救急車が通るということも考えられます。常磐自動車道は一日も早く全線開通を望むものであります。

そしてまた、亘理町では前々から高速道路の有効活用のために休憩施設、これは亘理地区においてですけれども、休憩施設の設置を要望しているところでございます。

そこで、山元町まで開通になりましたので、この事業、設置計画についてお伺いをいたしますとともに、（1）の設置計画、そして、用地の確保はどのようになっているのかという、これ1番、2番、もしよろしかったら一緒の答弁でも構いませんので、町長の現状のことについてのご報告をまずお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） この常磐自動車道の事業主体は、東日本高速道路株式会社でございます。ここにお聞きいたしましたところ、現在のところ、休憩施設の場所については、ご案内のとおり高屋地区の例の県道相馬亘理線と常磐自動車道との中に休憩施設をつくるということで、休憩施設そのものについては現在7,000平米の土地の取得をし、盛り土工事も終わっておるところでございます。第1点がそういうことでございます。

そして、第2点の用地の確保でございますけれども、これについては東日本高速道路株式会社におきまして、平成16年の8月29日付で国から休憩施設の工事实施計画の許可を受け、平成17年の12月から平成18年の2月にかけて関係地権者に対し、亘理町、そして会社と合同による用地の説明会を開催させていただいております。おかげさまで、地権者の皆様から用地協力についてはご理解をいただき、先ほどの設置計画でお話ししたとおり、7,000平米の設置とあわせて、のり面です、おり口です、工事のための道水路のつけかえということで5,000平米合わせまして、1万2,000平米の用地買収の協力をいただいております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 両方合わせて1万2,000平米の用地買収を終了している状況ということでございますけれども、ここについてはどのような施設が設置されるのかということについてはまだ具体的に全部決まっていないのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 町長。

町 長（齋藤邦男君） 現時点での、あくまでも休憩施設、あとトイレ等の設置、すなわち東部道、三陸道の矢本的な休憩施設ということで、現時点では向こうの方で考えているわけでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） そういたしますと、トイレ等の休憩施設のみということでございますね。当初、例えば産直を販売できるような施設なんかも考えてはいかがかなんていうようなお話し合いも若干あったやに伺っておりますけれども、そういうことについては今のところ何も計画がないということでよろしいのでしょうか。

議 長（岩佐信一君） 安藤議員、3番に入ったんですか。

8 番（安藤美重子君）　そうです。済みません。

議 長（岩佐信一君）　町長。

町 長（齋藤邦男君）　現在のところ、ご案内のとおり、平成26年のこの常磐自動車道の全線開通ということで会社の方で考えております。それと同時に、ここにスマートインターチェンジをぜひつくっていただきたいということで会社の方に毎年のように要望もしておるし、そういう方向づけで向こうの方でも検討してみたいと会社の方で思っておるところでございます。

そのためには、やはりこの7,000平米だけの休憩施設の用地では狭いと思います。それと同時に、相馬亘理線からの取り付け道路もやはり2車線あるいは4車線ぐらいの道路幅を確保して利用度を高めたいということで、用地取得も必要かなと思っております。

現在のところ、常磐自動車道と相馬亘理線の今ある道路から北側の用地が約5万6,000平米あるわけでございます。これを全部買うかどうか、今後議員の方々とも相談しながら、休憩施設の拡大と道路の整備と将来の土地利用なども考えながら、議員の方々と相談しながら整備をしてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君）　安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君）　スマートインターチェンジの設置についてお願いをいたしているということでございます。今回、来春、再来春あたりから誘致企業がこちらの方に来ますと、流通の面でも交通の面でもいろいろな形で、やはりあそこの土地のところに乗り入れができるようなものができれば非常に便利になるわけですね。そういうことから含めて、ぜひ早期に設置していただくよう今後ともお願いを密にして、少しでも早い時期にいい結果が出られますように、それに、わたり温泉島の海についての利便性も非常に高くなると思われれます。そういうことからあわせて、町としては有効、有益であるとは私に考えますので、より一層早い設置を希望いたしますので、努力をお願いいたします。

これをおもちまして私の質問を終わります。

議 長（岩佐信一君）　これをもって、安藤美重子議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。本日の一般質問は通告5番までとし、通告6番からの一般質

間はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、残りの一般質問は、あす午前9時から継続することにいたしたいと思います。

本日はこれで延会といたします。

ご苦労さまでした。

午前12時58分 延会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤正司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐信一

署名議員 平間竹夫

署名議員 佐藤アヤ